

# 熊取町議会委員会会議録

[平成28年9月定例会]

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊取町議会

# 目 次

## 〔議会運営委員会（9月7日）〕

平成28年9月熊取町議会定例会の運営について .....	1
その他 .....	5

## 〔議会運営委員会（9月27日）〕

平成28年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて .....	7
その他 .....	19

## 〔総務文教常任委員会〕

議案第66号 宿泊施設誘致条例 .....	22
質 疑 .....	22
採 決 .....	28
議案第68号 自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入につ いて .....	28
質 疑 .....	28
採 決 .....	36
議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について .....	37
質 疑 .....	37
採 決 .....	38
議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号） .....	45
質 疑 .....	45
採 決 .....	48

## 〔事業厚生常任委員会〕

議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例 .....	52
質 疑 .....	52
採 決 .....	52
議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） .....	52
質 疑 .....	52
採 決 .....	53
議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号） .....	54
質 疑 .....	54
採 決 .....	54
議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号） .....	55
質 疑 .....	55
採 決 .....	55
請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願 .....	55
質 疑 .....	55
採 決 .....	63

議 会 運 営 委 員 会

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成28年9月7日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上 巳生男	副委員	長	文野 慎治
	委	員	坂上 昌史	委	員	阪口 均
	委	員	渡辺 豊子	委	員	矢野 正憲
	委	員	鱧谷 陽子	議	長	重光 俊則

欠席委員 なし

説明員	町	長	藤原 敏司	副町長	中尾 清彦
	企画部	長	貝口 良夫	総務部長	南 和仁
事務局	局	長	阪上 清隆	書記	阪上 章

### 付議審査事件

- 1) 平成28年9月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年9月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（坂上巳生男君）初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。南総務部長。総務部長（南 和仁君）それでは、平成28年9月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては、議会の進行に基づきご説明申し上げます。

まず、行政報告につきましては、財政健全化判断比率についてが1件、下水道事業資金不足比率についてが1件、水道事業資金不足比率についてが1件、第122回大阪府原子炉問題審議会概要についてが1件、熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成27年度事業対象）の結果報告についてが1件、合計5件でございます。

次に、予定議案につきましては、人事案件が3件、条例制定が1件、条例改正が1件、自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入についてが1件、町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入についてが1件、平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてが1件、補正予算が4件、決算認定が7件、合計19件でございます。

それでは、各案件内容についてご説明申し上げます。

資料の裏面をごらんください。

まず、行政報告でございます。

1件目の財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

2件目の下水道事業資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度下水道事業資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

3件目の水道事業資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度水道事業資金不足比率を監査委員の意見の意見をつけて報告するものでございます。

4件目の第122回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましては、平成28年8月30日に開催されました当審議会の内容について報告するものでございます。

5件目の熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成27年度事業対象）の結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので報告するものでございます。

続きまして、予定議案について説明申し上げます。

資料の表面をごらんください。

1件目の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の辰巳喜志夫氏の任期が平成28年9月26日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

2件目の教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の山本洋子氏の任期が平成28年9月30日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

3件目の教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の下中直子氏の任期が平成28年9月30日付で満了いたしますので、同氏の後任として松井みゆき氏の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

4件目の宿泊施設誘致条例につきましては、宿泊施設を建設する事業者に対し奨励措置を講じ、宿泊施設を積極的に確保することにより観光振興、にぎわい創出、雇用創出を図り、もって本町経済の活性化及び住民福祉の向上に資するため、条例案を提出するものでございます。

5件目の介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定、更新の事務に係る手数料を徴収するため条例案を提出するものでございます。

6件目の自治体情報セキュリティ強化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入につきましては、当該ハードウェア・ソフトウェアを購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

7件目の町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入につきましては、当該コンピュータ等を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

8件目の平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成27年度熊取町水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

9件目の平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,278万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、くまとりふるさと応援寄附に係る謝礼品費の増額、消防団分団器具庫の耐震補強等に係る経費及び所要見込み額の増による障がい児通所給付費の増額などの補正でございます。

10件目の平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万9,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成27年度保険料収納額の確定による広域連合への未精算分の保険料等負担金の補正及び27年度一般会計繰入金金の確定に伴う精算金の補正でございます。

11件目の平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,842万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成27年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う補正並びに平成27年度決算に伴う前年度繰越金の介護給付費準備基金への積み立てに伴う補正となっております。

12件目の平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出の既決予定額に30万5,000円を追加するものでございます。補正内容は、非正規職員の厚生年金保険等適用拡大に伴う補正でございます。

13件目の平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定から19件目の平成27年度熊取町水道事業会計決算認定までの決算認定7件につきましては、既に決算書及び附属資料を配付させていただいておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上で平成28年9月議会定例会にご提案申し上げます案件についての説明とさせていただきます。委員長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり9月13日から10月7日までの25日間といたします。

本会議の開催については、9月13日、15日、16日、23日及び10月7日の5日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を9月28日に、事業厚生常任委員会を9月27日に、それぞれ開催いたします。

決算審査特別委員会の開催については、9月29日、10月3日、4日及び5日の4日間といたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては9月27日に、議員全員協議会を9月28日に開催いたします。

以上のとおり、平成28年9月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問及び会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては8月30日の正午に、会派代表質問につきましては9月5日の正午に、それぞれ通告を締め切った後、議長立ち会いのもとで、私がかじ引きにより決定いたしました。

次に、議事運営であります。日程第4 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第5 議案第64号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第6 議案第65号 教育委員会委員の任命同意についての件及び日程第11 議案第70号 平成27年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の4件は、委員会付託を省略し、本会議で審議させていただきます。

次に、日程第7 議案第66号 宿泊施設誘致条例の件、日程第9 議案第68号 自治体情報セキュリティ強化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入についての件、日程第10 議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入についての件、日程第12 議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件、以上4件は、総務文教常任委員会に付託し、審議させていただきます。

次に、日程第8 議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第72号

平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、日程第14 議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、日程第15 議案第74号 平成28年度熊

取町水道事業会計補正予算（第2号）の件、以上の4件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第16 議案第75号 平成27年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第17 議案第76号 平成27年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第18 議案第77号 平成27年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第19 議案第78号 平成27年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第79号 平成27年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第80号 平成27年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第22 議案第81号 平成27年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上の7件については、決算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、平成28年9月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、平成28年9月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。  
（理事者 退席）

---

委員長（坂上巳生男君）それでは、引き続きまして請願書の取り扱いについてでございますが、お手元に配付いたしております請願文書表をごらんください。

そこに記載のとおり、1件の請願書が提出されております。

付託先の委員会についてでございますが、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、請願書の取り扱いについてはそのようにいたします。

次に、意見書の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧表をごらんください。

意見書につきましては、6件提出されております。

渡辺議員から、チーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）、返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）、無年金者対策の推進を求める意見書（案）の3件、次に、鱧谷議員から、大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）、さらなる患者負担増で受診抑制がおきかないよう、慎重な審議を求める意見書（案）、国民健康保険財政の基盤強化を求める意見書（案）の3件で、以上の6件の意見書について、各会派に持ち帰り審議をしていただき、次回9月27日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

以上で、平成28年9月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。重光議長。

議長（重光俊則君）先ほど、請願が1件出ておりますけれども、請願を私が受け取ったわけですが、そのときに請願者の代表の方から、その請願につきまして委員会の中で説明等を行う機会を持っていただきたいという要請がありました。それは議会基本条例の第5条の4に基づくものということで要望を受けておりますけれども、その件につきましては委員の皆さんの意見をお伺いした上でやり方について決定するというのでお答えしておりますので、それについて検討する場を別途持っていただくということで、それを皆さんにお伝えしたいと思います。

委員長（坂上巳生男君）ただいま重光議長より説明がございましたが、請願提出者の説明についてどのように扱うかということについて、これは別途改めて議会運営委員会を招集し、そこで決定したいと思っております。そのように取り扱いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。重光議長。

議長（重光俊則君）今、委員長のほうから議運を開いてということですが、その前に議員総会をで

きれば開いて、その中で皆さんのご意見をお聞きするというのをその前のステップとして入れていただければと思いますので、よろしくお願いします。

これは議運とちょっとかけ離れることですので、議運の中では先ほど言われた議会運営委員長の説明のとおりになっておるんですけども。

委員長（坂上巳生男君） それでは、そのように取り扱いたいと思います。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

（「10時22分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上巳生男



## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成28年9月27日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上 巳生男	副委員	長	文野 慎治
	委	員	坂上 昌史	委	員	阪口 均
	委	員	渡辺 豊子	委	員	矢野 正憲
	委	員	鱧谷 陽子	議	長	重光 俊則

欠席委員 なし

事務局	局長	阪上 清隆	書記	阪上 章
-----	----	-------	----	------

### 付議審査事件

- 1) 平成28年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。

本日は、平成28年9月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は、理事者提出議案はございませんので、理事者側の出席は求めていません。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時31分」開会）

委員長（坂上巳生男君）それでは、本定例会に提案されます議会運営委員会提出に係る追加議案について、議会事務局長から説明をお願いします。坂上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）そしたら、委員会提出議案第1号という3枚物、A4の3枚とじた資料をごらんください。

それでは、要議決事件条例の一部を改正する条例について説明いたします。

1ページをごらんください。

委員会提出議案第1号 要議決事件条例の一部を改正する条例について、みだしの件について、地方自治法第109条第6項及び議会会議規則第13条第3項の規定により、平成28年10月7日議会運営委員会、坂上巳生男委員長名で提出するというものでございます。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律により、町の総合計画の柱である基本構想の策定義務が廃止されましたが、引き続き同基本構想等を策定するとともに、議会の議決事件とするため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

要議決事件条例の一部を改正する条例の改め分でございます。

改正内容につきましては、要議決事件条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表により説明いたしますので3ページをごらんください。

右が現行、左が改正案となっております。

現行の第2条の下線部分、法、これは地方自治法ですが、「法第2条第4項の基本構想に基づく基本計画」を改正案の下線部分、「本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び同構想に基づく基本計画」に改めるもので、先ほど提案理由で説明いたしました総合計画の柱である基本構想及び基本計画の策定等とともに議会の議決事件と本条例で規定するものでござ

います。

2ページにお戻りください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行すると規定するものでございます。

以上で、委員会提出議案第1号 要議決事件条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

委員長（坂上巳生男君）ただいま説明のありました委員会提出議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本委員会は、要議決事件条例の一部を改正する条例（案）について、本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第3項に基づき議長に提出いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本委員会は、本条例（案）を平成28年9月定例会に追加議案として上程するため議長へ提出いたします。

なお、本件につきましては、本会議最終日であります10月7日の本会議に議会運営委員会提出の追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会に付託せず本会議で審議をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、この本件につきましては、追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会に付託せず本会議で審議をしていただきます。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書6件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目のチーム学校推進法の早期制定を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この意見書は継続審議になっていると聞いております。ここの初めに書かれております学校現場の抱える課題が複雑化・多様化して、貧困問題の対応や保護者からの要望の対応など、学校に求められる役割が拡大しと書いてあるんですけど、この問題というのはやっぱり社会的な問題で、幾ら学校の中で頑張っても貧困の連鎖をとめていくというふうな問題は解決していかないのではないかと考えられます。

また、第1のほうで専門職員や専門スタッフを学校運営に参画させていくとされていますが、今、専門職員や専門スタッフなどが充実していないし、そういう方が少ないというふうな状況をどういうふうに打開していくのか、なぜこれをもっとじっくり話し合うべき問題であるのに、早期に成立させることとなっているのか、ちょっとその辺が、合点がいきませんのでご説明お願いできますか。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今、冒頭に継続審議になっているといったところがよくわからないんですが、今回この意見書、国のほうでもこのチーム学校推進法という法律をこの臨時国会の中でも出して審議され、これは議員提出議案になっておりまして、議員のほうで出してくるところのチーム学校推進法という法律であります。

今、学校の中でいろいろ貧困問題等を抱えている保護者等、いろいろある中で、学校の先生だけでは解決できないというところのものにつきまして、やっぱりそういった専門職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そういった専門的な知識を持った方にかかわっていただいて、そういった先生だけで解決できない、先生はもう本当にしっかり授業にしっかり取り組んでいただかないといけない中で、先生だけに負担を強いるのではなくて、先般もすごくいろんな負担がかかり過ぎて自殺された先生もいらっしゃいました。ニュースになっていたんですけども、そう

いうことを防ぐために、やっぱり全てチーム学校という形で校長監督のもとにそういった専門的な方にもかかわっていただきながら、全体的にそういった問題のある家庭や子ども、またそういったものに取り組んでいこうじゃないかと、チームで全ての問題解決に取り組んでいこうというものを推進するものでありまして、そのために国としてもしっかり支援をしていくべきだということの内容であります。

基本的施策といたしましては、教員の指導体制の充実のための教員の配置、研修の充実、そして、2番目はスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門的知識等を有する者の確保、また研修の充実、3つ目は事務職員の役割の見直し、配置、研修の充実、そして4点目は校長を補佐する体制の整備、校長を補佐する者の研修の充実、そして5つ目にICTを活用した事務の簡素化というものを基本的な施策の中に入れております。

そしてまた、そういうことをしながら学校を全体的に支援していこうというものでありまして、学校だけに任すのではない、学校の先生だけに任すのではないというそういったものでございます。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 私の質問に、ちょっと答えていただけていないような感じがするんですけども、一番初めは、貧困の連鎖とか、それから学校現場が抱えている問題となっておりますが、こういう問題をどのように解決していくということを考えていらっしゃるのか。学校でも求められますけれども、こういう問題は社会的に解決していかねばかん問題だというふうに考えますので、そこだけで解決されていけないからこそ、こういう問題をもっと大きいところで考えていかないと、解決していかないのではないかとというふうに考えている点と、それから今、専門職員や専門スタッフを組み入れていくとおっしゃっていましたが、そういうスタッフが、今、なり手が少ないというんですか、専門職員や専門スタッフを募集してすぐに集まってくるのであろうかというふうなことも、ちょっと感じます。

それから、もう一つ、教員の長時間労働という働きを見直しというふうに書いてくださっているんですけど、なぜここに少人数学級を推進して先生の子どもの見る数を少なくし、事務的なもの、それから総量的な働き方というんですか、その辺を配慮していただけないのかなというふうに思います。その辺について、よろしくお願いします。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 鱧谷委員の言われているところと、ちょっと観点が違うかなと。だから鱧谷委員が言われているところはまた違う部門で、子どもの貧困問題については、社会的な問題としてまた別な分に取り組んでいかないといけない分があるかと思うんですが、今回出している意見書は、その学校の中でのことです。そういった生徒やご家庭の対応として、今先生だけに任せていいのかというところのものです。だから、そういった子どもたちや家庭の状況を踏まえたときに、学校の先生だけに任すんじゃないくて、そういった専門的なスタッフのお力をかりて全体的に取り組んでいくんだということでもあります。

また、3番目の分につきましても、トップアスリート、今回もオリンピック等もまた4年後あるんですが、そういったものがあるときに、そういった顧問の先生だけに任すのではなくて、運動部、文化部所属の大学生、また熊取町では取り組んでいただいているけれども、そういった幅広い協力を得てトップアスリートをつくっていくという、その学校に対する支援をもっと国からもしっかり人材の確保というか、そういった面で支援をしていただきというところの意見書でありまして、社会問題等につきましても、また別の角度からの意見書を出していただいたらどうかと思います。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 少人数学級の推進という文言を入れていただくということは無理ですね。その一番下のところなんですけれども、「長時間労働という働き方を見直し」というところに、学校の先生の長時間労働というのは、やはり子どもの数とかがすごく大きく影響してくるかと思うので、そう

という言葉が入っていたらというふうに思ったんですけども。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員、少人数学級の推進という文言を入れたら賛成できるという意味なんですか。

委員（鱧谷陽子君） 「早期に成立させること」というところも、ちょっときちっと話し合っただけで進めるべき問題だとは思いますが、まだこれから専門職員とかを育てていく問題とかもあるかと思えますので、チーム学校推進法をきちっと話し合っただけで進めるというふうにしていただけて、それで、少人数学級の推進という言葉を入れていただけたら賛成させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 教員の長時間労働という働き方を見直してというところは、やっぱり教員の負担をなくすというところでもありますので、また少人数学級というところのものはまた、ここに文言的にちょっと違うのかなというふうに思っていますので、このままでいきたいと思えます。

委員長（坂上巳生男君） それともう1点、早期に成立させることという部分についても、鱧谷委員からご意見がありました、その点はいかがですか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 早期を省くということですか。

委員（鱧谷陽子君） 早期を外すというか、もっときちっと話し合っただけで進めていくべき問題やというふうには、慌てずという感じですけど。だから、チーム学校推進法を話し合っただけで成立させること、議論し合っただけというんですか、早期にというのはとっていただいたら。余り慌てて専門職員とか、これから専門スタッフという方々もこれから育てていかなければいけない問題じゃないかなというふうに思っていますので、退職者職員とかありますけれども、やはり専門職員となると、やはりもう少しきちっと教育を受け直された方というのを育てていくべきじゃないかなというふうには、私は思ったんですが。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） いろいろやっぱり不登校になっている子どもへの対応、熊取町の中でもあります。また、いじめ問題等あります。そういった中で、スクールソーシャルワーカーというのは本当に必要でありまして、この28年度も1人増員をしていただきました。

そういった中で、必要な人材を確保していくために必要な法律でありますので、この法律があっただけで推進ができていきますので、それをゆっくり協議しているような意見書は出たくありませんので、このままでいきたいと思えます。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見等をまとめたいと思えます。

本意見書（案）については、意見が一致いたしませんので、追加議案としては上程しないことにいたします。

次に、2件目の返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） この新所得連動返還型奨学金制度について、ちょっと教えていただけますでしょうか。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今、この奨学金を借り入れした方が、なかなか返済、大学卒業した後、就職もなかなかなかなか返済できない方がいらっしゃる中で、所得に応じて無理なく返還できる制度というのが、新所得連動返還型奨学金制度であります。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） この制度というのは、私もちょっと調べたんですけども、一定額を納めることもできるし、またその収入によって変動する型の奨学金にかえることもできるというふうにはなっ

いたかと思うんですけれども、これは学生のときだけなんですか。もう卒業してしまうと、そういう制度はかえられることはできるんですか。ちょっとその辺がわからなかったものですから、教えてください。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員の質問の意味がちょっとわかりにくいんですけれども。奨学金は大体卒業してから返すものですが。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 奨学金が全て、一番初めにこの所得連動型奨学金制度というのは、一定額返還する方法と、それから収入によって金額を返還し、その収入によって返す期間も変わるという、どちらかを両方選べるという制度みたいを書いてあったんです。それで、その選べるのは、学校に行っているときに、私はこちらを選びますといったら、もうそのままいってしまうのか、卒業して一定額返しますと言っていても給料が少ししかなかった場合に、この変動型にかえますよということができるとか、ちょっとその辺、私、理解ができなかったんで教えていただけますでしょうか。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 私も全て制度を熟知しているわけではありませんので、そういうふうに制度を変えて負担の軽減を図ろうというところでありまして、所得に応じて返済できるような制度というふうに理解しております。

委員（鱧谷陽子君） はい、わかりました。今、矢野委員から、「既卒者への適用も推進すること」というふうになっているんで、そこをちょっと読み損ねたところがありますので。

これからそういうふうな制度に変えていかれるということなんだと思うんですけれども、それから、この制度の返金する額が最低で2,000円ということで、無収入でも2,000円返していかななくてはならないという制度になっているようなんで、ここへ、既卒者への適用も推進することとあわせて、「低所得者に配慮すること」というのをつけていただけたら、賛成してもいいかなというふうに考えております。無収入で2,000円というのは、本人が払えませんので、ちょっとそこは考えていただきたいなというふうに思ったんですが。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） もう一度、文章をどこにどう入れたらいいのか、ちょっと説明してください。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 「制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること、また、低所得者へ配慮すること」ということを入れていただけたら、賛成していいかなと思っております。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 4番ですね。4番の2行目の真ん中、「既卒者への適用も推進すること」で、またそれを続けてですか。「また、低所得者へ配慮し」ということですか、で合わせてということですか。「配慮すること」ですか、配慮することで丸ですね。はい、それだったら大丈夫です。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見。矢野委員。

委員（矢野正憲君） すみません。

きのうから秋の臨時国会が始まりましたけれども、総理の所信表明の中でもこの給付型の奨学金の件であったりとか、無利子奨学金の拡充というふうなことが、もう言葉として反映をされておりました。この秋の国会の中で議論をされるんであろうというふうに思っております。

先ほど、ちょっとやりとりを聞いておりましたら、もともとこういうふうな奨学金を拡充するというのは、低所得者の皆さんに学ぶ機会をしっかりと閉ざすことなく開けるというふうな形でこういうふうな意見書が出されておられるんであろうというふうに認識をしておりますので、反対をするというふうなことは持っておりません。大いにやっていただきたいなというふうに思っております。

委員長（坂上巳生男君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） まず、これを進めるに当たって財源をどうしようとしているのかとか、これを進めていくのに、このことがそれほど優先順位の高いものなのかという、そういう疑問があるんです。

それに対していかがですか。答えられる部分だけで結構です。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） やっぱり先ほど矢野委員も言われたように、本当に学びたい、今、子どもの貧困等もあります。その中で学習したい子どもたちに、経済的な理由で学習できないそういった環境を克服するために給付型、まずはそういうような貸し付け制度の奨学金制度があったわけなんです、その中でもやっぱり今この経済情勢の中で、なかなか返還できないという中で給付型奨学金もまた考えるべきだろうということで、無利子奨学金やそういったものも国のほうでは考えていこうということになっております。

その財源につきましては、今、この給付型のものにつきましても、この委員会の中で財源はどうするのかというところを今協議しているというふうには聞いております。

委員長（坂上巳生男君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） 多分6カ月ぐらい前のときも、大学の研究費のことで公明党から意見書が上がってきたと思います。大学にかかわる意見書が結構多いんだというふうな印象なんですけれども、私は、こういう意見書を見るにつけ常に思うことがあるんですけども、この本文に書いてある3行目ありますよね、国立大学、私立大学とも授業料が高どまりしていることなどが背景と、まさにこのことが原因であって奨学金を受けざるを得ないというふうな状況に、今、日本の大学生はなっていると思っています。

大学の経営の甘さというのは、これは、見ていると非常に多くあるんです。だから大学経営のうまく経営していないことのツケが、ここへ来て、結果的にこれが学生を集める一つの策であるし、この前の研究費についても結局は大学運営のためのお金集めみたいな見え方をするんですけども。

私はなぜそれを言うかということ、平成5年と平成21年のデータがあるんで披露しますと、平成5年の大学数というのは534校ありました。平成21年というのは773校なんです。19歳から22歳の人口が一番多かったのが平成5年なんです。だから平成5年と21年という年度で、今、数字をそれぞれ披露しますと、大学数が今言ったように、かなり百四十数%でこれ伸びているんです。平成5年の大学生数、これ240万人なんです。平成21年が285万人となっています。平成5年の19歳から22歳の人口が一番多かったんで、このころから少子化がどんどん進行しています。だから、このときに大学数がそれほどふえなくてもいいのに、どんどんふえているという現状がかつてありました。これは進学率が上がるであろうという、そういうもくろみもあって、幾らか大学数がふえていくというのは、それは理解できないでもないんですけども、その進学率もいよいよ平成21年で50%をちょっと超えたところでもう今横ばいになっていますので、大学生数はどんどん減っていています、今のところ。

そんな状況がありながら、学校数がふえたり、あるいは学部数がふえたり、一番問題なのは、教員数が平成5年13万1,800人とあって、平成21年に17万人に教員数がふえているんです。130%ぐらいになっています。なおかつ平成27年に約18万3,000人、21年から27年に向かってもまだ教員数がふえているんです。学生数が減るにもかかわらずどういう経営をしているんですかというふうなそんな状況になっているんです。だからこういう形で寄附なり補助なりをする前に、やっぱり大学というのは身を削った経営に努力をしないとイケないとは私の考え方なんです。

そういう背景があって私はこれについては、反対をさせていただきます。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） ちょっと私なりの意見ですが、今回の意見書は、大学の運営についてどうこうではなくて、国民目線というか、本当に若い人が今本当に学びたくても学べないという経済情勢の中で、家庭の経済情勢によって大学に進学できないそういった子どもたちへの救済措置をこの意見書として出しておりますので、そういった全ての学びたいと思う子どもたちが公平に学べる環境をつくれるようにしていきたいという、大学の運営どうこうではなくて、そういうことを意見書として出させていただきます。

財源措置につきましては、さっきちょっとあったんですけども、恒久的な安定した財源が必要でありますので、税制措置というものも今検討しているということでございます。

意見が合わないので仕方ないですが、そういった思いで意見書を出していただいたということだけをお答えさせていただきます。

委員長（坂上巳生男君）ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見等をまとめます。

本意見書（案）につきましては、意見が一致しませんので、上程しないことといたします。

次に、3件目の無年金者対策の推進を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はございませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この意見書の中で、さっきのお話と同じようなことなるかと思うんですけど、「必要な財源の確保を含め」と書いてあるんですが、この「必要な財源を含め」というところを、私たち、ちょっと消費税を含んでいるのではないかというふうな懸念を持ったんですけども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）それはあると思います。

だって消費税、社会保障と税の一体改革で消費税はありますので、全て年金というのはやっぱり社会保障になりますので、そういった中で消費税はあるんですが、今回、この分は2年半消費税が上がる分、先送りされました。ですので、本当は消費税の中で、この25年掛けないとただけない年金を、もう24年10カ月かけてあと2カ月足らんという人が年金もらわれへんという、そういう人々を救済できないかというところで、支払った方たちに見合った年金を支給することで、その貧困対策、本当にちゃんと生活支援ができるというものの制度をどうやったらやっていけるかというところで、その必要な財源については消費税をというところの考えがあったわけですが、先送りになりましたので、その分の財源をどうするのかというところは、今協議しているところですが、国といたしましても、今そういった無年金者対策をしなければならぬ喫緊の課題だということの中で、消費税ではなく、今ある財源の中から取り組んでいく必要があるというところで、今、この臨時国会の中でこういったものが協議されることになっております。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）消費税が議論される前に必要な財源を見つけていただいて、無年金者の課題に取り組んでいただけるとするのは賛成したいと思います。

また、低年金者への福祉的な措置として、最大5,000円というのは、これはもらっている人への上乗せ分ですか、それとも全く無年金の方にこれだけをとということなんでしょうか。その年金生活者支援給付金で、これは1年ごとというので、ずっといただけるという感じのものなんでしょうか。その辺がご説明いただきたいんですが。

給付金ということは、皆さん、もらったときに5,000円ずつ支給されるというか、もらえなかった人に支給されるということなんでしょうか、その辺。10年未満やったような方もいらっしゃるかとも思ったりもして、ここを読ませてもらったんですけども、その辺は上乗せ分なのか、もらえなかった人になのか。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、今この2番の分は低年金者というところで、年金をいただいている方で、今も生活給付金という臨時福祉給付金等、今も、消費税が5%から8%に上がった中での経済的影響を受けている方に給付金という形で給付されているかと思えます。そういった同じような低年金者、非課税の方の人を対象に福祉的措置としてというところのものでございます。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）そしたら、この年金を上の部分でもらった人ということとは全く関係なしに、低年

金というふうに言われた方に対して、どれからかというのはこれからまた決められるかと思うんですけども、支給されるということで理解していいんですね。はい、わかりました。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見ございませんか。坂上委員。

委員（阪上昌史君）受給資格期間を10年に短縮するのは賛成できるんですけども、記の2番の「低年金者への福祉的な措置として最大月額5,000円（年6万円）を支給する」というところが、やっぱり払った分はもらう権利はあると思うんですけども、多少しんどいんでしょうけれども、ここはちょっと賛成できかねますので、できれば削除していただけるのであれば賛成したいんですけども。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）一応、その趣旨とすれば無年金者対策というところでありますので、25年掛けなければいけないというところを10年払ってでもいただけるような制度というところが、主なこの意見書の趣旨でありますので、それを賛同していただけるのであるならば、2番は削除してもいいです。苦渋の選択で、はい。

委員長（坂上巳生男君）よろしいですか。阪口委員。

委員（阪口 均君）わかっているれば教えてほしいんですけども、アメリカ、イギリス10年、ドイツ5年とありますけれども、その掛けている料率を日本と比較して、わかりませんか。結構です。

委員長（坂上巳生男君）よろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見ませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、先ほど坂上委員から2番を削除していただければ賛成できるということで、渡辺委員はそれに対して苦渋の選択ということで了解をしておりますが、ほかの委員の方もそれでよろしいですか。項目の2を削除して1番の無年金者対策の受給期間25年から10年に短縮するというその項目を残して、それが力点かと思いますので、それでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見をまとめます。

ただいま意見が出ましたその修正案に従って、無年金者対策の推進を求める意見書（案）につきましては、記の2を削除し1のみとすることで意見が一致しました。そういう形で追加議案として上程することにいたします。

次に、4件目の大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ちょっと文言を修正させていただきたいなというところがあるんですが、まず、この大阪府乳幼児医療費助成制度というところの中で、先般こういった中の福祉医療費助成制度に関する研究会というのが、どこでそういう協議をされているのかというところが私もまだ情報として入っていなかったもので、前回出されたときには、ちょっと協議できない意見を言ったと思うんですが、まずこの今の福祉医療費助成制度に関する研究会について、ちょっとどういう研究会でどんな話し合いになっているのかというところの中身を、まず説明をお願いします。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）私もネットで調べて、そういう研究会を立ち上げていらっしゃるということを知ったというだけで、どういう方々がということまではちょっとよく調べていなかった。すみません。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員、何か資料は持ち合わせはないんですか、福祉医療費助成制度に関する研究会の。

委員（鱧谷陽子君）すみません、持っていたんですけども、ちょっと忘れてきました。ネットではきちっと出てきたんで、あるということは確認はしたんですが、すみません。

委員長（坂上巳生男君）ちょっと今すぐ説明は難しいみたいですが。渡辺委員。



委員（渡辺豊子君）そしたら、どこまでの話し合いが、協議が、今ここの中では、「現在の一部負担金の引き上げや、薬局での一部負担金を導入しようとしている」というところで、一行で説明になっているんですけども、どういう話し合いに今なっているのかというところの説明もできないでしょうか。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）今まで、現在500円を1回払えば受けられた、あれしたんですけども、今度はその金額を上げて幾ら払うという、そういうのはまだ議論はされていないですが、上げるべきではないかというような話し合いと、それから、薬局で一部負担金を導入しようとしている。またそこでも500円か何ぼかわかりませんが、払わなくてはいけないというふうなことになってくるのではないかというふうなことであります。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今、そういう研究会の中で話しして、それは、そしたらまだ決定はしていないというところですね。そういう話し合い、議論がされているというところなんですね。その中で、結論をもって府議会のほうで話し合い、議論されるだろうというところになるんですかね。

（「はい」の声あり）

委員（渡辺豊子君）そういう中であるならば、意見書を出すというところでちょっと意見をとるんですけども、その下のところに、そういったことで子育て世代にとって大きな負担になるというところで、「大阪府が所得制限を厳しくしたことで、各市町村の制度の拡充のさまたげになっている」というふうに書いてあるんですけども、厳しくしたことで各市町村の制度は妨げられているのでしょうか。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）大阪府が所得制限をしたことで、市町村によって違うんですが、3歳から6歳に引き上げられたのに、大阪府からの補助金が下がっているところとか、熊取町でも引き上げられたけれども、ほんの少し上がっただけで、3歳のときにもらっていたのとは、3年上がったから倍近くなるべきなんですけれども、本当に少ししか上がらなかったということになっております。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）制度の拡充の妨げというよりか、負担が多くなったということではないでしょうか、市町村の。だから、制度はそういうふうな所得制限があったとしても熊取町としても中3まで拡充しましたし、今、田尻町とかでも高校生まで拡充しようということとその拡充の動き、泉南市とかにおきましても、泉佐野市におきましても拡充はしていっているかと思うんです、中3まで同じように。

ですので、制度の拡充の妨げにはなっていないんです。それぞれの市町村の負担がふえているということではないかと思うんで、大阪府所得制限を厳しくしたことで、その分各市町村に負担が付加されているというふうにしたほうがいいのじゃないかと思うんですが。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）確かにそういうふうには言えると思います。私たちが思っていた以上に、年齢は引き上がったけれども上がらなかったということで、中学までいこうかと思っていたところが6年生でとまっているところがあるのではというふうな思いで書かせていただきましたので、またその辺、文言を変えていただけたらいいかと思えます。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ですので、拡充、それぞれ妨げになっているかもわからへんけれども、どちらかといえば妨げというよりか負担がふえているというところで文言を変えていただけたらかと思えます。

その後、その下のところにいくんですが、「大阪府の子ども医療費助成制度の改悪に反対し」という、ちょっと今まだ何もやっていないですよ、ですので、この「改悪に反対」という言葉は要らないと思います。大阪府の子どもの医療費助成制度のさらなる拡充というふうな、「改悪に反対

し」というこの部分は消していただいたらどうかというのと。

それと、1番から4番まであるんですが、1番は、対象年齢を引き上げること。2番は、一部負担金の月額上限を引き上げないこと、これは先ほど検討しているというふうに言っていた分になっているのであるならばそうやとして、3番も、薬局での一部負担金導入をしないこと。4番なんですけれども、4番で「所得制限をなくし、一部負担金をやめること」と書いてありますけれども、2番で一部負担金の月額上限を引き上げないこととしている中で、その一部負担金を引き上げないのか、やめるのか、どっちなのかという矛盾したことになっていると思いますので、2番がそのままあるのであれば、4番は、所得制限を撤廃することとしたほうがいいのではないかと思います。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 私たちの思いとしては、子どもたちのこの一部負担金もなくなれば、ありがたいなと思ってはいたんですけども、言われてみれば、両方、引き上げないことと一部負担金をやめることというのは矛盾するかもしれませんので、所得制限をなくすことでさせていただきます。

委員長（坂上巳生男君） そうしましたら、渡辺委員の修正提案を整理したいと思いますので、3点ございました。

1点は、大阪府が所得制限を厳しくしたことで、その後の文章、「各市町村の負担が大きくなっている」という表現でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

委員長（坂上巳生男君） 各市町村の負担が大きくなっている。

それと、前文の最後の行、「改悪に反対し」を削除すると。

そして、項目の4点目、「所得制限を撤廃すること」、「なくすこと」どちらでもいいんですけども。「撤廃」にしておきましょうか。「所得制限を撤廃すること」

以上3点の修正提案ということで確認させていただきましたが、ほかの委員の方々はいかがですか。矢野委員。

委員（矢野正憲君） 条件つきで賛成しようと思っております。

まず、本則の3段目、「子育て中の親にとって」というふうな文言があつて、「受診する度に支払わなければならない一部負担金をやめてほしい」というふうな文言を削除してほしい。

下の4段目、これも丸々削除をしていただきたい。「そういう願いに反して」というところです。この4段目を丸々削除していただきたい。

あと、「改悪に反対し」というところの、これも文言削除です。

最後なんですけれども、大阪府の乳幼児医療費助成制度の所得制限をなくし、対象年齢を引き上げることというふうな形の文言であれば、もう賛成をさせていただきます。

一部の、例えば負担金の月額上限を引き上げないことであつたりとか、薬局での一部負担金の導入をしないことというのは、我々の会派としたら受益者負担の考え方からすればしようがないのかなというふうな考え方になっておりますので。せやから、1番から4番をまとめて、「大阪府の乳幼児医療費助成制度の所得制限をなくし、対象年齢を引き上げること」というふうな形にしていただければ、賛成をさせていただきます。

（「1番だけにするということですか」の声あり）

委員長（坂上巳生男君） ただいまの矢野委員の意見は、所得制限をなくすということと、対象年齢の引き上げと、そこにだけ絞ってということですね。

（「はい」の声あり）

委員長（坂上巳生男君） 「所得制限をなくし、対象年齢を引き上げること」ということで、そういう要望項目を一本化すると、そういうちょっとさらに踏み込んだ提案ですけども、なおかつ前文の中の4段目の段落そのものですか、4段目の段落全体を削除と。

（「そういう願いに反してからこれを全部削除」の声あり）

委員長（坂上巳生男君）この4行を。上の1行もありましたけれども、3段目の「受診する度に支払わなければならない一部負担金はやめてほしい」のその文章の削除、4段落目、これ全体の削除ですか。さらに修正削除の提案が大きくなってきてややこしいですが。

前文の4段落目は、一部負担金の問題に集中している部分なんで、一部負担金のことを問題にしないとなってくると、そこは確かに削除もありなんですけれども。

3段落目は、結局、その「受診する度に支払わなければならない一部負担金はやめてほしい」というその括弧の部分だけの削除ですか。

（「そうですね」の声あり）

委員長（坂上巳生男君）上の言葉は残してということですね。「お金の心配をしないで医者にかかりたいというのは切実な願いである」と。

そして、4段落目を削除して、なおかつ要望項目は「大阪府の乳幼児医療費助成制度の所得制限をなくし、対象年齢を引き上げること」と。

そういう提案が出ていますが、渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今回、これ、出している意見書というのは、今、福祉医療費助成制度に関する研究会があって、その研究会で今、一部負担金を値上げしようとか、また薬剤、薬局での負担金を値上げしようという話になっていると。だから、今回それはやめてほしいよという意見書ではなかったのでしょうか。

だから、それを全く削除してしまったら、今回出そうと思っていた意見書の意図と違うんではないかというふうに思いますが、その辺、もしそれで……。違う違う、矢野委員に聞いているんじゃないですよ。意見書を出そうとしている方に。意図が違う意見書なってしまってもよろしいんですかということを知っているわけです。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員からそのようなご指摘がありました。鱧谷委員、いかがですか。

委員（鱧谷陽子君）一部負担金のことも本当は書きたいんですけども、大阪府の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書ですので、大阪府の乳幼児医療費助成制度の所得制限がなくなって、対象年齢を引き上げることというところ一本にしても、思いとしては私はあるかなと。

確かに今審議されておりますこの研究会で一部負担金を値上げしようとか、薬局での一部負担金を導入しているということに対しては、これ以上ふえると受診控えがもっとふえて、大変なことになるという思いはすごくあるんですけども、思いとしてはあれなんですけれど、でも、これだけの意見書だったら前に出したかなというような気もして、今ちょっと、同じような大阪府に医療費の助成制度の所得制限、所得制限はあのときはまだなかったかな、対象年齢を引き上げるようにというふうな意見書は出したような思いがあって、今回、所得制限は初めてなんで、そのことを主にしてということでしたら、ちょっと不服ではありますが受け入れたいと思います。所得制限。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員は、その矢野委員の修正案を受け入れた形での提案でも構わないと。

（「助成制度拡充ということとということを」の声あり）

委員長（坂上巳生男君）だから要望項目を一本化して、なおかつ4段落目を大胆に削除して、3段落目の1文を削除すると。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）だから、2番、3番をとっていただいて、今までどおりで大阪府の乳幼児制度の対象年齢を引き上げることと、所得制限をなくことという、その2つでいっていただけるほうがはっきりするかなと思って。

委員長（坂上巳生男君）2項目にするのも、1項目に一本化するのも内容的には同じことなんですけれどもね。

そういった提案に対して渡辺委員のほうはどうか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）最初の意見書を出された趣旨と違うと思いますので、賛成できません。

委員長（坂上巳生男君）それでは、本意見書（案）について意見等をまとめたいと思います。

意見の一致を見ませんでしたので上程しないことといたします。

次に、5件目のさらなる患者負担増で受診抑制がおきないように、慎重な審議を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はございませんか。この意見書については特に反対意見等はございませんですか。

（「なし」の声あり）

それでは、本意見書（案）について意見等をまとめます。

反対者がありませんでした。全会一致として追加議案として上程することにいたします。

次に、6件目の国民健康保険財政の基盤強化を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この意見書は、今、国保の都道府県化を平成30年度から導入する中で、この意見書の内容とまた国のほうが決めた都道府県化等の中身がちよっと違うように思いますので、それぞれのこの自治体のペナルティーどうのこうのとありますが、ちよっと今回この意見書には賛同できません。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見はございませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この意見書（案）は市町村の全国知事会とか、市町村がこれまで要望したことでありまして、この意見書と現在の国の一元化の分とはまたちよっと違うかと思うんですが、その辺はご理解いただけませんか。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）まず、その上のほうでも都道府県化が載っていますよね。都道府県に……、いろいろありますけれども、その中で4つある記の中で「国庫負担割合を引き上げ」というところの財源のこととか、「国保財政基盤の拡充・強化」というところで、これについては、社会保障と税の一体改革で国庫負担につきましたの財源につきましたは協議していかないといけないと思いますし、午前中の請願等の中でもありましたが、国保財政につきました、社会保険のほうからとかいろんなところから支援がある中でその国保がありますので、その中で、国もどうやっていこうかというところを今協議しておりまして、その分につきました、今、都道府県化の流れの中で財源については考えていくべきでありまして、2番目の分につきましたも「子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度」というところですが、子育て世代の負担軽減というのはわかるんですが、それが多子減免、減免ということになりますと、減免制度をすることによりますペナルティーというものがまた発生するというところもありますので、一般会計の法定外の繰り入れとか、そんなこともまた発生するというところもあるかと思えますし、今、この制度の中で、都道府県化になっていく中で、国民健康保険のこの意見書はちよっと似合わないようなふうに思いました。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見ございませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）文言の修正をしていただければと思います。

下から2行目、「また、子育て世代への支援策も重要な課題となっている」というふうなことを、もう削っていただくというふうなことと、1、2、3、4ありますが、1番として「消費税を財源とし、国庫負担割合を引き上げ、国保財政基盤の拡充・強化をはかること」、この一本化であれば賛成させていただきます。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）消費税につきましたは、生活を直撃するものとして反対していきたくておりますので、容認できません。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、

平成28年9月定例会閉会から平成28年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、平成28年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

(「14時38分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上巳生男

総務文教常任委員会

## 総務文教常任委員会

月 日 平成28年9月28日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	服部 脩 二	副委員 長	阪口 均
	委員	文野 慎 治	委員	坂上 昌 史
	委員	渡辺 豊 子	委員	矢野 正 憲
	委員	坂上 巳生男	議 長	重光 俊 則

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏 司	副 町 長	中尾 清 彦
	教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良 夫
	企 画 部 理 事	明松 大 介	総 務 部 長	南 和 仁
	総 務 部 理 事	林 利 秀	総 務 部 理 事	阪上 敦 司
	総 務 部 理 事 兼契約検査課長	田宮 克 昭	住 民 部 長	下中 博 之
	住民部統括理事	吉田 潔	健康福祉部長	小山 高 宏
	健康福祉部理事	山本 雅 隆	健康福祉部理事	田中 耕 二
	事 業 部 長	泉谷 徹	事 業 部 理 事	大西 宏
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	北川 雄 彦	上 下 水 道 部 長	山 戸 寛
	教 育 次 長	中谷 ゆかり	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	吉田 茂 昭
	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	亀坂 典 夫	政 策 企 画 課 長	橘 和 彦
	危 機 管 理 課 長	野津 恵	財 政 課 長	東野 秀 毅
	広 報 公 聴 課 長	巖根 晃 哉	シティブロモーション推進 課 長	奥村 光 男
	人 事 課 長	道端 秀 明	環 境 課 長	島尾 学
	介 護 保 険 ・ 障がい福祉課長	野原 孝 美	保 育 課 長	阪上 正 順
	水とみどり課長	山原 栄 次	学 校 教 育 課 長	松浪 敬 一
	学 校 教 育 課 参 事	溝口 敦 司	生 涯 学 習 課 推 進 課 長	下中 昭 三
	生 涯 学 習 課 参 事	荒木 圭 典		
事 務 局 局 長		阪上 清 隆	書 記	阪上 章

### 付議審査事件

議案第66号 宿泊施設誘致条例

議案第68号 自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入について

議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入について

議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）

委員長（服部脩二君）皆さん、おはようございます。

議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

---

(「10時00分」開会)

---

委員長(服部脩二君) なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月15日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。町長 藤原敏司君。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございません。あとよろしくようお願いいたします。

委員長(服部脩二君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長(服部脩二君) それでは初めに、議案第66号 宿泊施設誘致条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。文野委員。

委員(文野慎治君) おはようございます。

宿泊施設誘致条例、議案の説明も詳しく受けているところでございます。これを可決後、熊取町に宿泊施設を誘致すべく、その町側の前提条件としての条例、設置を希望される企業とか個人の方、進出が、熊取町に来たらメリットこういうのがありますよと、こういうことをこの条例で決めるわけでございますが、説明の中で、これが通った後、担当部局中心に町長のトップセールスも含めて熊取町がこういうたまたまいでウエルカムですよと、こういう形の状況ができるわけでございます。

それで、具体的にどういう場所、スペース、そういったところが熊取町にはありますよというような形、当然進出企業にとりましては一番関心のあるところでございまして、そういった点について、もう少し細部にわたってご説明いただきたい、このように思います。

委員長(服部脩二君) 奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長(奥村光男君) 宿泊施設の誘致の場所、スペースのことでございますが、この条例につきましては、本町において都市計画上、宿泊施設が建設できる場所全てを対象とするというような条例になってございますので、まずは、要は全てが対象というところですので、広くPRのほうをしていきたいというふうに考えてございます。

また、町有地等の公募等につきましては、現在のところ、すぐにはというところでは予定してございませんが、またその辺につきましても、状況によりまして検討のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長(服部脩二君) 文野委員。

委員(文野慎治君) ありがとうございます。

これから、事前の説明の中では、先ほども言いましたように、トップセールス、また担当課の皆さんは、こういう条例ができましたということで、業者とか、あるいは不動産関係の関連の会社とかを回るということなんですけれども、通常常識的に考えて、今みたいなお答えで、全てが対象ですと、町有地というのもこことこことありますというような形で持っていくかどうかもわかりませんけれども、そこらについてはどうなんですか。

委員長(服部脩二君) 奥村シティプロモーション推進課長。



シティプロモーション推進課長（奥村光男君）営業活動につきましては、町有地で対象になるべくところで、まとまった土地をお持ちの事業者というのがおられますので、そういったところにつきましても、こういった条例ができたというようなところでPRのほうを、まずは進めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）すみません、それは、例えば熊取町にそういうまとまった土地であるとか、そういうことを持っておられる地権者に対してもPRをしていくと、こういうことですか。

委員長（服部脩二君）答弁を求めます。奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）地権者といいますか、宿泊事業者になり得るようなところというものをまずは我々のほうで抽出しまして、そういったところにPRのほうをしていきたいというふうに考えてございます。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）順番で言うと、そういう業者、進出をしてくれそうな業者をピックアップして回って行って、そこがこの条例で熊取町はこういうたたくまいで進出しやすいよとして、建てたらこういう優遇措置がありますよと、期間限定やからというスピード感も含めて、そしたら、その業者はその後、熊取町でそういうスペースをみずからの情報網で探して行ってという形のセールスということですか。

委員長（服部脩二君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）ただいま委員おっしゃいましたとおり、基本的にはそういう形でしていきたいというふうに考えてございまして、また状況によりまして、情報の共有というのを可能な範囲で、そういったところは場合によってはあるかと思いますが、まずは原則そういった形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）先進的に、現実、ホテルの計画がもう既に発表されておったり、そういうようなところもこの周辺、泉州地域にはございます。泉佐野市であるとか、直近では和泉市、そういったところがこういう場所も持ちながら、そして、時代がインバウンドでどんどん人が来るという状況の中で、そういう進出を狙っておった企業、自治体はこういう場所もありますよという中で、今回熊取町が遅まきながらでも宿泊条例を整備しようということで、先進的に早く実現しているところというのは、まずこういう場所がありますよ、ここの活用が行政側でもありますよというふうな形でセールスをしているというような話を聞いています。

そういうことからすると、非常に、今やっとな条例ができますと、そこで、場所というのは、こっちからは提示するということではないけれども探してくださいよと、そしたら、この条例に合わせて進出してくれる場合は適用しますよと、こういうような形なんです。

前回の説明の中でセールスに回るんですと言ったときの話と、今の順番の話でいくと、普通、セールスに回るということは、そういう場所的な要件も含めて提示をするものがあって行くべきものだというふうに通常は思うんです。もうこれは、そういうホテル業界とか、そういうところにとっても一歩先んじて進出をするというような形で民間は動いていると思うんです。そういうことからすれば、熊取町として条例はできます、しかしあとはというような形に思えて仕方ないんです。そこの点は、もう少し突っ込んで回るというようなことはご答弁でないのでしょうか。

委員長（服部脩二君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）場所につきましては、ただいま課長が申しましたとおり、一定我々基本は民間ベースというふうな考えは持っております。ただ、当然来ていただく以上、熊取町に来ていただくメリットというところで、先日も町長のほうから指示は出ておるんですけども、今現在、熊取町に進出していただくメリットというのを整理しておりまして、そのメリットをもって要は営業活動を行うというものを行っております。

その中で、当然場所というのは非常に重要な位置づけになってこようかということで、町有地については、当然町のほうで提供できるということで、一定今現在、駅周辺であるとか、その他建設可能な土地の洗い出しというのは、当然行ってございます。

ただ、そうなってきますと、公募というような手続も出てまいりますので、まずは熊取町のほうとしては、先進で大阪府内4団体、先行されている団体がございますが、委員のほうからは遅ればせながらというところはあるんですけども、我々のほうとしては、まだ近隣でいきますと、岸和田市、泉佐野市がこの条例を誘致している、泉州地域で言えば3番手と、5市3町では3番手というようなそんな位置づけでございますので、まずは、近隣の中でも極力早くスピード感を持ってということで、まずは条例を立てて、その上で、要はその後、民間ベースで、まずは熊取町で気に入った土地がないかどうかというのを探していただくという、それに当たっての最大限の協力というのは行っていきたいというふうには考えてございます。

したがって、民間の土地を、このあたりがいいですよというようなことは当然できませんので、そこについては、できる範囲の協力というところで、現時点をご理解いただきたいと思いますが、ただ、当然、込み入った話が営業をかけていきますと出てこようかと思っておりますので、その中でしっかりと調整してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

委員長（服部脩二君） 文野委員。

委員（文野慎治君） あれこれ申していますけれども、やっぱり後押ししたいという思いなんです。原課の皆さん方、町長をトップにセールスをかけていくんやという意味合いです。私の思いは、我々議員もセールスマンです。熊取町の発展のために、こうやっていくということは。ですから、駅西の話とかそんなことも出ましたけれども、これは、そういうことでここに誘致をするんやと町が決めるわけにもいきませんし、今の現状では、そういう意味合いの中で、スピード感と、それとやはりもう現実、成功しているところというのは、一挙にいつているわけです。ここの跡地の利用とか、そんな形でやっているわけなんです。

一説によると、やはりインバウンドはもう峠を越えたん違うかというような話も、実はあります。その中で、そういう意味で僕は遅ればせながらと言ったんやけれども、泉州地域が関西空港を背景にという枕言葉はどの市町村のホームページにも出てくるんですけども、それを生かした時代の読みが若干遅いん違うかと。熊取町はまだ何番目かでこういう形で条例で、まずたまたまは整備しますよ、行政でできることはしますよということは非常に評価をします。その意味合いの中で、我々も使っていただきたい、このように思います。

ですから、きょうはもう意見だけにしておきますけれども、そういう意味で、先ほど理事のお言葉でありましたように、交渉とか情報を落としていく中で、さまざまなやりとりが、これは当然出てきます。ですから、そのときに皆さん方が、いや、こういう考えがあります、場所的な問題というのは、これ、時期等含めて一番大きなところですよ。条例の中でも、こういう規模のという形以上のものについてということがあるわけですから、やはり大きな敷地も要るわけです。

泉佐野市の例なんか聞きますと、やはりそこに大型バスが入ってくる道があるかどうかとか、そういったことが大変水面下の中では重要な、進出する企業であったり、また誘致する側にとっても大きな条件になってくると思うんです。

ですから、そういう表には出せないと言ったら、こういう場で語弊がありますけれども、皆さん方の中で持ち得る、そういう場所的な情報であるとか、そんなことも議員側にも一緒になって、これはせつかくこの条例をつくって、条例だけあるけれども、結果的に3年というか、期限がたってしまったということになってはいけないわけですので、やはり今動かなという部分というのは、非常に私個人的にも感じています。

そういう意味で、ぜひ議員側にもそのような要素の情報を、皆さん方だけが汗をかいてするんではなくて、私どもも熊取町のセールスマンとして動けることは動きたいと、そういう情報を流し

たいと、このように思っていますので、それをつなげていきたいと思っていますので、最後のほうは要望ということでおさめますけれども、ぜひその思いを感じ取っていただけたらと思います。ありがとうございます。

委員長（服部脩二君）町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、スピーディーに物事を進めていきたいというふうに思っている中で、この条例を制定させていただいた後は、各関連業界のほうにセールスをかけていきたいというふうに思っております。

その中でも、町長がトップセールスということになりますと、1人というふうなことになりますので、これは議会と町はそういう関係にはありますけれども、熊取町を挙げてのセールスというふうにお考えをいただく中で、皆さん方の協力を得ながら、一緒になってこの宿泊施設誘致条例、一軒でも熊取町にホテルを建てていただける、そういうものを目指して頑張っていきたいと思っております。

建てる場所につきましては、いろいろと個人的な発案もあります中で、いろいろと事前に関係のほうにちょっと相談したこともありますけれども、建設費の問題やら、場所的な問題やら、いろいろなことが出てまいりました。その中で、また改めてそういう関係業界の方々に、ここだったらというふうな場所を、選んでいただけるような場所を改めて選定しているところでございます。駅前にかかわらず、ひまわりドームに近い場所も、風光明媚な場所もでございます。そういうことも含めまして、熊取町内全域で考えておりますけれども、便利なのは駅周辺が近いかなという思いがあります。

長らくお話しさせていただきましたけれども、これは皆さん方と一緒に進めていきたいというふうな思いもございますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）私のほうから若干質問させていただきます。

ただいまの町長のお答えの中にも少しは含まれていたかもわかりませんが、こういった条例をつくって、宿泊施設の誘致を進めるに当たって、商工会など地元関係者、各種団体への情報提供や意見の聞き取りとか、そういったことはいかがですか。

委員長（服部脩二君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）直接的に条例制定に当たりまして、具体的にご意見をお聞きしたということはありませんが、条例、当然制定した暁には、こういった条例ができて、ホテル誘致のほうに取り組んでいるということで、関係団体等につきましてもしっかりとPRのほうをしていきたいというふうに考えてございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、この議会にかけるまでに、これまでに商工会やあるいは区長会等、そういう町の関係団体の集まりの場でお話をしたというふうなことはなかったということですね。

そうしますと、我々議員からの情報提供とかそういうことがない限りは、まだ町民の方々の中には、こういった動きについてよく知らないといった方も多いかなと思うんですけれども、宿泊施設の誘致ということになれば、どういった規模で実現できるかわかりませんが、よきにつけあしきにつけ、一定影響の出てくることですので、その辺は関係団体への情報提供というのはきちっとやっていただきたいと思います。

それと、議案の第3条、町長は、前項の規定により指定するときは、当該新設しようとする宿泊施設に関して、条件を付することができる。申請を許可するに当たって、条件をつけることができるんだという規定があるわけなんですけど、これについては、具体的にこういったことを考えているとか、そういうことは現時点でありますか。

委員長（服部脩二君）副町長 中尾清彦君。

副町長（中尾清彦君）坂上委員の最初のご質問のところで、商工会へのPRであるとか、あるいは区長様方へのホテルの誘致の件とかということ、まだご存じないかということだったんですけども、いつの区長会やったかちょっと忘れちゃったけれども、区長会の冒頭の町長からのご挨拶の中で、宿泊施設の誘致をしていきたいんだということは、区長の面前でお話をしております。具体的に今回のようなこういったことはしておりませんが、全体的な皆様に向かっては、このお話をさせていただいたと認識しています。

委員長（服部脩二君）町長 藤原敏司君。

町長（藤原敏司君）今、副町長のほうから申し上げましたんですけども、私のほうでは、各種団体の正副会長、三役、2人であったり3人であったりというふうな場面があるんですけども、そういった町内の関係各種団体の皆さん方と座談会的なことを行っております。その中で、こういう条例をもとにホテルを誘致して、熊取町の活性化を図ってまいりたいというふうなことは伝えさせていただいております。

これは、まだ誘致条例を制定できていませんので、内々というふうなことになろうかと思っておりますけれども、各種団体の皆さん方には、そういう意味では、誘致条例を制定して町内の活性化を図ってまいりたいので、またその節にはご協力のほどよろしく申し上げますというふうなことは伝えさせていただいておりますので、正式ということになりますと正式ではないんですけども、意見交換の中での案内ということになります。そういうことで、全く皆さん方にお知らせをしていないということではございませんので、ご了解のほどよろしく願いいたします。

委員長（服部脩二君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）第3条のほうの条件のところでございますが、今の現段階におきまして、具体的にこういった条件というのは想定してございませんが、誘致に関して、宿泊施設の規模であるとか、あるいは立地であるとか、そういうものを実際の申請の内容を踏まえて、必要に応じて条件を付すことができるようにというところで、この規定のほうを設けておるところでご理解いただければと思います。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）こういった条例を設けるに当たって、ほかの自治体の条例でも同様の項目はつけておるんですかね。一応つけてはいるけれども、具体的に何か条件を考えてのことではないということですか。はい、わかりました。

先ほど文野委員からの質問もありましたが、大阪府下でもこのような誘致条例を設ける自治体が非常にふえてきているんですね。現地点では大阪府下で幾つの自治体で設けられているんですか。

委員長（服部脩二君）奥村シティプロモーション推進課長。

シティプロモーション推進課長（奥村光男君）今、我々把握しているところで府内で4団体になってございまして、泉佐野市、和泉市、また岸和田市と高槻市になっておるといったところでございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、先日の議員全員協議会でいただいた資料で、あのときに4団体の事例がありましたけれども、それ以外にはないということですか。把握していないということ。ああ、そうですか。

和泉市、岸和田市、泉佐野市、高槻市ですか。熊取町ができれば5団体ということになってくるわけですけども、当然のことながら、大阪市近郊で既にホテルがたくさんあるようなところでは、あえてということもあるんでしょうけれども、あちこち近隣でも誘致条例が次々とつくられる中で、後で誘致条例をつくった場合の効果というのは、果たしてどの程度効果があるのかというふうな気もあるんですけども、せっかく誘致条例をつくって誘致する以上は、それがきちんと実を結ぶように、ぜひ努力していただきたいというふうには思います。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）先ほど文野委員、それから巳生男委員の話等もあるんですが、いろいろと旅行者

であるとか、あとはホテルの関係者といういろいろな話をする機会もあるわけですが、インバウンドの峠が越えておるといような、インバウンドの数、これよりも、来られている観光客の質が非常に低下しておるといようなことがホテル業界の中では半ば常識化されております。

あるホテルの責任者と話をすれば、実はもうなかなか来てもらうの嫌やといふような話も出ている中でこの条例ですから、しっかりと場所の選定、特に熊取の駅近じゃないと、なかなかホテルを誘致をしたって手を挙げてくれるような民間のホテルはないと感じます。それだけもう質が悪くなっているといふようなことが、もう常識化をしておるといふようなことをしっかりと頭の中に入れていただいて行動しないと、条例はできたけれども、実際に手を挙げてくれる業者がないといふような状況になりかねないといふような危惧も、実は持っております。

その点についてしっかりと対応していただかないと、本当にもう絵に描いた餅で終わってしまうといふようなことになっていきますので、皆さんいろいろこの話を聞いてうなずいておられるといふことは、そういうような情報も恐らく入っているんであろうといふふうに思っているんですけども、町長の話の中でも、熊取の駅周辺といふような話が出ています。その中で、これから踏み込んだ議論がされていくといふようなことなんでしょうけれども、駅前にある町有地、例えば自転車駐輪場、そういったところもどこがたくさんとめられていて、どこの駐輪場がとめられている率が低いのかといふようなことも踏まえて、しっかりとやはり考えていただかないと、なかなかまいぐあいにいかないんであろうといふふうに認識しておりますので、しっかりと対応していただきたいといふふうに思っております。

文野委員が先ほどおっしゃいましたが、我々も熊取町のセールスマンであるといふような自覚は持ちます。といふことは、やはり具体的な場所といふのは早いこと選定をしてもらわないと、私自身もそういういふようなホテル業界の皆さんと話をするとき、情報提供をすることができないといふいふようなこととなりますので、急いでやっていただきたいといふふうに思います。この辺についてちょっとお考えがあれば、お尋ねしたいと思います。

委員長（服部脩二君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）まず、委員ご指摘のインバウンドの峠を越しているという件、これについては非常に危惧しております、我々のほうも観光庁のデータであるとかというのを調査しましたところ、実際のところ、楽観的な話になるかもしれないんですけども、大阪府はまだ大丈夫といふような統計がまだ出てございます。とりわけ、それは関空周辺の泉州地域、泉佐野市が中心になるんですけども、まだまだホテルの数は足りていないといふような確認はとれているんですが、ただ、実際のところ、質の低下と客の低下というのは確認も、これは実際のところ出てございます。

そういった意味で、先ほど文野委員等もございましたけれども、実際に、例えば業者さんのほうに、我々が要はこちらといふふうにご提供する場所が駅前であったりとかということになりますと、当然その周辺の自治会、区長様等々の調整といふのは、開発協議の中でも当然出てくるんですが、より一層ケアのほうが必要だといふ認識は持っておりますので、そのあたりはしっかりと対応してまいりたいといふことでよろしくお願ひしたいといふふうに思います。

町長のほうからもございましたとおり、要は議員の皆様も一緒になってセールスをしていただけるといふありがたいお言葉も頂戴しておりますので、当然、場所、この場所であるということになりますれば、一番の条件になってこようかと思っておりますので、それも皆様のほうにはしっかりと適宜情報提供のほう努めてまいりたいといふふうに考えております。

先ほど坂上委員のほうからございましたとおり、7月の区長連絡会、地元区、住民等へのいふところで、7月の連絡会の町長のご挨拶の中で、9月議会に条例案を上程する予定でございまして、囑託員の皆様には10月連絡会で可決後、詳しくご説明させていただきますといふご挨拶をさせていただいておりますので、また区長様、住民の皆様方には、その中でもしっかりとご説明のほうしてまいりたいといふふうに思っておりますので、また今後ともご協力よろしくお願ひいたします。

委員長（服部脩二君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）スピード感を持っていただいて、しっかりと対応していただきたいなというふうに思います。我々もやはりいろんな人と会うような機会もたくさんありますから、そういった場で具体的にこういうふうな話がありますよというふうなことができるように、スピード感を持ってやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第66号 宿泊施設誘致条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（服部脩二君）次に、議案第68号 自治体情報セキュリティ強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアの購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）自治体情報セキュリティーの購入についての入札の件なんですけど、本会議でも説明がざくっとあったんですが、入札の結果につきまして、ちょっと口頭ではわからなかったの、委員長にお願いしていただきまして、物品購入の契約調書というものを資料として出していただきました。その資料の中から若干質問をさせていただきたいと思います。

今回、この入札につきまして、5社が入札しているようなんですが、この指名競争入札、5社というのは決められているんでしょうか。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）今回の業者選定についてでございますが、まず今回の自治体情報セキュリティー強靱化対策用ハードウェア・ソフトウェアということで、対象が物品となっております、本町入札参加資格申請業者のうち、業種名で事務機器用品のうち、小業種として事務機器で届け出のある業者を選定させていただいております、本町のほうで地元業者育成や産業振興といった観点から、町内・準町内の業者を選定させていただいております。その区分で絞り込んだ結果が、5社というふうになったところでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）すみません、若干補足ですけれど、本町の契約規則のほうで、指名競争入札の場合5社以上というのがございまして、今、課長が申し上げましたように、町内の産業振興なり業者育成という観点で業者を見ましたところ、ちょうど5社という登録がございましたので、こちらのほうを指名いたしております。

以上です。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。

5社以上という規定の中で、5社しかなかったというところですね。上から順位的に見てというところかという説明だったと思うんですが、その入札をした結果、1社無効、そして辞退、指名辞退となっているんですけれども、ちょっとまずは、辞退と指名辞退はどう違うんですか。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）まず、入札をさせていただく際に、業者のほうに指名連絡、まず指名させ

いただきますよという連絡、通知をさせていただきます。その段階で、まず指名辞退はもう結構ですというところにつきまして、辞退を申し出られたところが1件、これが指名辞退という形になります。

そのうち4社のほうにつきまして、今回の入札について一旦参加する意向をいただいております。いただいたところにつきまして、関係図書のほうを送らせていただくと。それが正式な指名通知という形になりまして、4社に關係図書を送らせていただいたところ、開札日前日までにそのうちの2社のほうから、正式に図書等を見られた上で辞退という届け出があったところでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 5社選定した中で、1社がもう指名の段階で辞退したというところになれば、4社の入札になりますよね。規定の中では5社入札というところなんで、その1社がもう指名の段階で辞退したならば、4社では入札できない状態ではないのでしょうか。

委員長（服部脩二君） 巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君） 先ほどの契約規則の中の説明の中で、ちょっと言葉足らずのところがあったのかなというところで、契約規則の第18条のところ、5社以上の指名という形になっておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） はい、わかりました。

そしたら、辞退があったというところで2社になってしまったというところで、1社無効となっておりますが、無効になった理由は何ですか。

委員長（服部脩二君） 巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君） こちらにつきましては、開札日当日までに2社からの応札、簡易書留の郵便が2通届いておりましたので、それをもって8月25日木曜日午前10時に開札を行わせていただいたところでございます。開札当日に、その届きました郵便のほうを開封させていただいたところ、1社が入札書以外のものが入っておったということで無効とさせていただきます。残り1社、今回契約予定業者であるナダ商事株式会社は予定価格内ということであったので、落札となったものでございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） そういった理由で無効になるというところが、ちょっとなかなか理解できないわけなんです。書類が足りないとかいうのであるならばわかるかと思うんですが、余分なものが入っていたから無効というのがちょっと理解できないところであります。

それと、やっぱり今回、この入札を見たときに、結局1社入札になっているわけですよね。何かその辺、そして価格を見たときに、予定価格が2,925万円、そして入札金額、契約金額が2,866万円ということで、落札率が約98%、高いと思いませんか。

委員長（服部脩二君） 巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君） まず、先ほどの入札書、余計なものが入っておったところの件なんですけれども、例えばこれが、仮に余計なものが入っておったというのが、入札書プラス何か余計なものが入っておったというわけではなくて、逆に、申しわけございません、私の言い方が間違っておったのかわかりませんが、要は入札書が現実入っておらなかったと。入札書プラス余計なものが入っていたから無効という形ではなくて、現実、入札書が入っておらなかったということです。はっきり言いますと、もうその中に辞退届が入っておったというところでございます。そちらが1点。

今回の案件に関しまして、落札率が約98%と、高くないかというところなんですけれども、こちらにつきましては、予定価格、当初2,900万円程度という形で設計させていただいておりますけれども、当初、まず当然予算どりの段階で、一定参考見積もりをとらせていただいております。そ

の中で、当然予算どりとなりますと、昨年のちょうど今時分、秋ぐらいになるんですけども、当然、その中でセキュリティ強靱化の対策云々というところで、なかなか不透明な部分がまだまだあるという中で一定構築したものでございまして、当然、入札する前に本設計という形で再度仕様書のほう等を見直すと、精査をさせていただくという作業はもちろんさせていただいております。

その中で、大きくは変わってはならないんですけども、とる対策について、例えば2つの構築物を1本にできないかとか、そういった精査をした中で、一定予定価格が下がったものというふうを考えております。結果、それが落札率の高さにつながっているのかというところは、ちょっと私どももそこはわかりかねるところなんですけれども、当初の設計価格よりは予定価格をちょっと下げているというところは、こちら事務局側の努力でやってきたところでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 一応予定価格より契約金額は、当初の予定よりは下げているということでしたが、最初に設計価格する、その設計の段階、ちょっとその辺に問題ないのかなというのをちょっと思うんですが、ほかの町内、または準町内というところで、せっかく指名を受けていながら辞退されている、指名を受けた段階でもう辞退されているというところ、結局このナダ商事さんだけが入札、落札。次の案件でも、教育委員会のほうのノートパソコンの購入等もありますが、その入札についても、同じように、もう全てほかの業者は辞退、そして1社落札。

見たときに、何か違和感を感じるんですけども、この設計価格につきましてもの計算の仕方というのの見直しと、そして、入札が結果1社になってしまった場合、再度入札するとか入札制度の見直しとか、ちょっとそういったところ。1社入札はしていないところもあると思うんです、1社になったときには。そういう制度の見直し、物品購入であったかてそういうことが必要だなというふうなことは、担当課としては感じておられませんか。

委員長（服部脩二君） 田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君） 1社に入札になったときの取り扱いでございますが、現在、私のほうでは工事の入札のほうの管理をさせていただいておりますけれども、工事の場合におきましても、1社になる場合、ケースがございます。そのときについては、まず要綱の中で、1社になった場合中止することができるという規定がございます。これはできるということであって、しなければならぬということではございません。地方自治法におきましても、中止しなければならぬという規定はございません。

ただ、それぞれそのときの状況、業者の状況であるとか、町の事情とかということも勘案して、1社でやるほうが適当であろうというふうな判断ができる場合については、1社でもって入札を執行させていただくということもございます。

過去におきましても、近々でありましたら、一般競争入札において、永楽公園の場合は1社の応札しかございませんでしたので、1回は入札を中止させていただきました。もう一度、設計の中身をちょっと組みかえまして、同等の工事ではございますが、もう一度一般競争入札を発注させていただいたというケースはございます。

そういう判断をさせていただく場合もございますが、今回の場合のように、冒頭、課長のほうからもお話がありましたけれども、町内業者、準町内業者を選んでおるというふうな状況もございまして、まず町内業者の育成というふうな観点で選定をさせていただいておったということもございまして、この場合は1社ではございませんので、2社の応札があったということでございます。この場合は有効と。1社入札ではございませんので有効ではありますが、この場合で1社であったとしても執行する場合がございます。そういうふうな事情ということも勘案して、1社で入札しても構わないという逆の捉え方をすれば、そういうこともできるということでございます。

中止する場合につきましては、必ず業者に対しまして指名通知のときに、応札が1社であれば中止することがあるというふうに明記した上で、入札の指名の通知をさせていただくというふうなこ



とで、業者のほうにも通知を事前にしております。その上で、町のほうで1社になったときの判断をさせていただくというふうなことが今のやり方でございますので、こういうやり方で今現在のほうはやらせていただいております。

こういうやり方について、これは工事の場合でございますので、これに準じて物品の場合とか業務の場合につきましても、準じてその取り扱いをやっていただいているというふうなことでございますので、法的には何ら問題はございませんので、それぞれの業務の内容であるとか、委託の内容であるとかというふうなことも勘案しまして、判断をさせていただくというふうなやり方をさせていただいているという状況でございます。

委員長（服部脩二君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）若干補足させていただきます。

大枠は今、田宮理事のほうからお話しさせていただいたとおりでして、入札執行としてはもう既に5社から指名辞退、あるいは辞退含めて3社、辞退されていますけれども、開札時のほうは2社応札されていますので、執行の事務自体もこの内容で適正であるという判断はできます。

ただ、我々の思いとしては、私も契約担当をもう長年やっておりましたし、監視事件等のこともありますし、こういったことにはやはり慎重な姿勢で常々臨むように、私自身自戒の念を含めてそういう姿勢で対応しているのは事実です。

今回、やはり期間的なこと、今回のハード・ソフトの強靱化の話は、来年の4月から全国的にやっていくと、各自治体と国と連動する中でやっていくような形で、今回は10月末までの納期ということで、非常にタイトな状況ですので、もし事前に1社等々になった場合とか、やはりできるという規定で、特段事前には知らせるはなしですけども、中止ということも検討の俎上には上がっておったとは考えておりますけれども、先ほど来申し上げていますには、町内業者もとより5社、町内育成、業者育成という考え方もありますけれども、そういった状況であること、あるいは今申し上げた期間的なこととか、そういったところで最終判断することになるかと思っておりますけれども、この件に関しては、全て適正な事務執行ということでご理解いただきたいと思っております。

それと、先ほど98%の落札率のお話もあったんですけど、どこで精査するかという考えなんですけれども、当初、予算どりするとき、概略で予算要求させていただきます。これも業者のほうから参考見積もり等いただいて、一旦予算計上させていただきますんですけども、実際の契約に際しては、再度我々の情報政策の人間も入りまして、圧縮、縮減できる内容等も精査して、落として、この予算要求の段階から見ましたら、この額は大体87.2%程度には落としておるのも、これも一方では事実でございますので、そのまま概略のままの内容ではなくて、実際に入札執行あるいは調達に際しては、そういった精査のほうを行っておるということもご理解いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ちゃんと正しく適正に入札をしているというようなご説明だったと思うんですが、どう見てもこれを見たときに、辞退とか指名辞退があること自体が、何か腑に落ちない。やっぱり正式に入札はされているんでしょうけれども、この価格を見たときに、すぐにもう入札、応札できないという、そういった現状がある中で、その辺のところを何か理解できないなというふうに思うんです。

同じように価格を出して、応札を全て皆さんがやっていて、ここが一番安く見積もったんやと思うんやったらわかります。でも、まずもって入札しないで辞退、それはその会社の事情があるかと思いますが、でも、何かちょっと。

この町内・準町内業者というのは、この5社しかないんですか。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）先ほども申し上げましたように、物品ということで、熊取町のほうに参加指名という登録ということで、業者がいろいろな区分で登録申請を出されておるんですけども、先

ほど申しあげました物品の中の事務機器用品の中の事務機器という区分で出されている町内・準町内というところの業者につきまして、この5社だけという結果でございました。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

辞退、指名辞退につきまして、前回は、次の教育委員会のほうもそうですが、同じような状態が何かあるように思いますので、入札制度の規則というか、そういう中でちょっと見直しできるところは、1社になったときには中止できるという項目があるというお話でしたが、少しそういった辞退がある場合の対応というんですか、そういうものも検討していただきたいというふうに思います。

委員長（服部脩二君） 貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君） 重いご指摘だということで受けとめさせていただきますけれども、先ほど田宮理事のほうからもありましたように、法令あるいは国の取り扱い等々も含めてどうあるべきかということは、これは私ども、今回情報政策課に限らず、全庁的な入札、開札等の扱いかなどと思いますので、そのことは受けとめさせていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

委員長（服部脩二君） 田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君） 渡辺委員からのお話でございますが、辞退があった場合の取り扱い、この辞退があるというのは、あくまでも町のほうの設計等に無理があるとかというふうなことが明らかである場合については、当然入札のやり直しとかというふうなことも想定はできます。

ただ、そういうことのないように、設計価格なり最低制限価格の設定をきちっと根拠を持ってやらせていただいているという状況がございますので、単に業者のほうから辞退があったという場合については、これはあくまでも業者の事情であるというふうに現在は判断させていただいております。

工事に限らせて一定お話しさせていただきますと、工事の施工時期であるとか場所、期間というふうなところの、いろいろな事情もございまして、そういう現場代理人とか監督者の配置とかいろいろ、各業者において事情がございます。そういうところに配置できないとか、非常にこの工事については人の手配が難しいとかと、いろんな各業者の事情がございますので、そういう場合であれば、辞退が結構多い工事の場合もございます。それは金額の多寡ではございません。

やはりそういういろんな事情が絡んで、例えば雨の多い時期に川の工事をやってほしいとかといった場合については、非常に工事の期間に限られている、もし雨が降ったら、やっぱりなかなかやりにくいとかというふうなところで、人の手配も余計に人件費がかかるとか、設計よりもかかる場合があるとかというふうな判断をされる業者もあると思われまいますので、そのときについては、自分のところの利益がなかなか上がりにくいというような判断をされて、辞退をされる業者が結構出るといった場合、過去の例もございます。

いろんな工事の種類がございますので、それぞれ各業者の事情でもって応札に応じていただけないというようなこともございます。これは工事に限らず、設計の業務であっても、同じようなコンサルティング業務の発注をしたときも同じようなケースがありますので、辞退がいろいろ出てこれると。やっぱり工事でもなかなか得意でない業種の、同じ工種の中ですけれども、得意、不得意というようなところもあるかと思えます。

そういうふうな事情がございますので、辞退が出たからといって、2つ以上出たからどうのというふうな、そういう規制をかけるというふうなことは難しいというふうな状況でございますので、あくまでも法にのっとった形での適正な入札の執行を心がけていくというふうなところが原則となつてまいりますので、いろんな入札の形はあるかと思えますので、そういうことについては、常に検討しながら改良を加えていくというふうな、こういう姿勢は常に持っておきたいと思えますので、よそでいろんなやり方がありますよというふうな情報が入りましたら、そういうところもまた参考

にさせていただくというふうな勉強は続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）今、いろいろな話を聞いておると、5社のみしか指名業者がないというところが不自然なのかなというふうに思いました。今回は事務機器用品というふうなところのくくりで5社というふうなことになりますが、これ、いろいろなサーバーとかというふうなことで基幹サーバーですよね。となると、逆に電算機というふうなくくりとかでもいいのかなというふうな思いも持ちます。

こういうような入札が適正にされていますよというふうなお話がありましたけれども、まずもって指名辞退が出たときに、やはりかわりの業者が入るぐらいの門戸を広げておかないと、いつまでたってもこういうような形の入札になってくるのかなというふうな思いを持ちます。

今回は事務機器というふうなことですが、よくよく見たらこれ基幹サーバーというふうなことなので、電算機というふうなことも当てはまるのではないのかなというふうな認識を持ちました。だから、そういった意味では、事務機器用品と電算機というふうな形で入札の門戸を広げるというふうなこともこれから考えていただきたい。

やはりこの第68号と第69号を見ると、同じような形の入札結果になっていますので、これはやはりなかなかどうなんやというふうな不自然なところというのは感じると思います。その辺はこれからちょっとどういった形でこれを参考にしながら、この機を捉えて、どういうふうな形にしていくのか、そういうふうな考えを持っておられるのか、ちょっとその辺もあわせてお尋ねしたいと思います。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）今、矢野委員からいただいたご意見に関しまして、真摯に受けとめさせていただきまして、今回の入札に関しましては、確かに辞退が5社のうち3社とあったのも事実でございます。

ただ、その業者の選定の方法につきましては、一定要綱等、これまでのパソコン、情報政策の係る物品の調達におきましても、こういう形で指名させていただいておったところなんですけれども、この事案を受けまして、今後、選定の際の業者区分でありますとか、そういったところは、ちょっとまた一度検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この入札では最低制限価格は設定しないとなっているんですが、物品購入契約の場合には、最低制限価格は設定しないという取り決めなんでしょうか。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）物品だから最低制限価格は設定しないというものではございません。してはならないということではないんですけれども、物品については、一定工事とかと違って、積み重ねていって設計していくものではなくて、簡単に言いますと、市販の売っている物という形の中で一定の品質は保てるというところで最低制限価格は設定していないというところでございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これまでの物品購入で最低制限価格を設定したことはあったんですか。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）私が担当してきておった中での物品での最低制限価格の設定としてやったことはございません。

委員長（服部脩二君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）物品全般的に、市内で、物品等でも建設工事並みにそういった検討も一定必要かと思うんですけれども、ただ建設工事の場合、国のほうからの明確な最低制限価格の設定基準が

示されていて、数年に一度それが変わったりとか、本町もそれに追いつく形で見直し等を行っているんですけど、何分こういった今回の調達に関しての明確なそういった基準等がございませんので、その設定のほうは今回は困難かなという判断で、予定価格のみ順に公表した形で、執行させていただいたところです。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）最低制限価格の設定につきましては、工事入札の場合につきましては、中央公契連の基準に基づきまして、本町におきましては設定をさせていただいている。この根拠につきましては、品質の確保及びダンピングの防止というふうな大きな観点がございますので、これに基づく国等の通知もございます。これに基づく基準になる数値が明確に示されておりますので、これに基づいて最低制限価格のほうを設定させていただいていると。

当然、そのようなことが想定されるような物品、委託契約の場合が想定されるということであれば、最低限の品質の確保であるとか、ダンピングの防止というふうな観点で、する必要があるというふうな判断される場合については、物品におきましても設定する可能性としてはございますが、現在のところ、ほとんどの場合において、そういうことはされておらない。特に物品におきましては、ある程度もう物ができ上がっておりますので、その品質の確保については間違いないだろうということ、あとは業者の努力でどこまで下げていただけるのか、低価格で入札していただけるのかということでもって入札のほうをやっていただいておりますというふうな状況でございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）先ほどの説明で、今回のこの指名の5社は町内・準町内5社ということで説明があったかと思うんですが、この5社のうち準町内というのはどの業者ですか。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）お配りいただいているお手元の資料で説明させていただくと、1番のナダ商事株式会社、3番の株式会社カタナヤ熊取支店、4番の有限会社西浦正和商店、この3社が準町内という形になります。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）2社が町内業者で3社が準町内業者と。事務機器の物品購入ではこの5社しかなかったということですね。

そうしますと、恐らく指名された5社というのは、今回のこの入札に関しては、我々5社が指名されているということはわかっているはずですよ。だから、別に話し合いの疑いがあるとかということを行っているわけじゃないですけども、こういう入札に当たって、物品購入とはいえ、町外業者を例えば1社でも入れるとか、そういうことは考えはなかったんですか。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）冒頭にも申し上げましたように、今回、そういった契約規則、要綱、そのあたりと町内業者の育成、産業振興という観点のほうから基準を満たしておるということで、5社以上の指名というところで充足しておりましたので、今回に関しましては、町外の業者を入れるという考えはございませんでした。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ちょっとこの件に関して会派で検討したいと思いますので、休憩を求めたいと思います。

委員長（服部脩二君）休憩に賛成の方。

（「賛成」の声あり）

委員長（服部脩二君）しばらく休憩します。

---

（「11時07分」から「11時16分」まで休憩）

---

委員長（服部脩二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）確認の意味で若干補足させていただきたいんですけども、お手元にお配りされているこの契約調書の内容です。

ある意味、当たり前の話になるんですけど、事前に参加業者がどこということも全くわかりませんし、その参加業者を選定する理由とかも事前には公表していません。したがって、事前にどの業者が入るといことは知る由もないといことはご理解いただきたいことと、それと、今回の入札執行に当たっては、あくまでもルールどおりの形で適正な範囲内で執行されていることは十分にご理解いただきたいと考えております。

最終、結果論で1社の方がという、ほかが辞退という形にはなっておりますけれども、ルールに基づいた形で適正に執行されているという部分は十分にお含みおきいただけると思います。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ただいまの説明で、指名業者同士が誰が指名されたかわからないというふうな説明があったんですが、同業者であれば大体わかるんじゃないんでしょうか。

委員長（服部脩二君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）それは業者、事前に、談合という言葉は使いませんが、何か相談するという意味ですか。

本来それはあってはならない、一定町としてはそこまで把握のほうはし切れないご指摘かなと思います。町としては事前にどの業者がということは全くわからない状態で指名連絡をし、適正に執行しているというふうに理解いただきたいと思います。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）業者が談合しているとかというふうな情報を、もしうちがつかんだ場合とか、そういう情報提供していただいた場合については、その入札については直ちに中止をさせていただいて、公正入札の調査委員会をすぐに立ち上げさせていただいて、その中で厳正に各業者を呼び出しまして、事情も聞き、調査させていただいて、適正に執行されているかどうかについての判断をさせていただきます。

そういうふうなことの制度も、ちゃんと調査委員会もできております。それでもって、また入札監視委員会のほうにもご意見をいただいた上で、この契約について適正な執行をするようになっておりますので、もし万が一そういうことがあれば、そういう手続を踏ませていただいておりますし、今回の場合、そういう情報は全くございませんし、適正に入札が執行されているものと考えております。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ちょっと先走る感じにはなるんですが、事前に契約調書が2枚出ておりますので、あわせて聞いてもいいですか。ちょっとまずいですか。

委員長（服部脩二君）ええ、次は次で。

委員（坂上巳生男君）恐らく次の件も似たような感じであるかなとは思いますが、どうしてもこれまでの質疑に対する答弁から判断しても、何かちょっと不審な感じが拭えないんですけども、このような業種で5社ということであれば、素人的に考えても同業者の間で連絡をとり合うことも可能でしょうし、3社が辞退、1社は形式的には応札したものの中には辞退届が入っていたと。実質1社での入札ということで、ナダ商事に決まっているわけなんですけれども、どうも正当な入札であるということは、ちょっと判断しかねるんですが、そんな意見です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。阪口副委員長。

委員（阪口均君）私のほうから2点確認したいんですけども、この5社で入札という形になってい

るんですけども、これ、仮定の話ししますけれど、1社が廃業したとして4社になった場合に、こういう物品購入があったら、それは町外業者を入れて5社にするんですか、あるいは物品購入という範疇をほかに広げるんですか。ちょっとそれに対して、そしたらお答えください。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）まず、今、阪口委員のご質問に対してですが、選定する際には、まず業者区分で選定させていただいているところがございますので、町内・準町内で充足できない場合は町外に広げるという形で考えております。

以上です。

委員長（服部脩二君）阪口副委員長。

委員（阪口 均君）そしたらもう1点です。

先ほどの貝口部長の答弁の中にあつた、ある業者から1回見積もりをもらって、それをたたきにして職員の中でもう一回予定価格を設定したというふうな話がありました。ここで、どこの会社から、この5社のうちのどこかから見積もりをとったんですか、それとも全く関係ないところから見積もりをとったのか、それをお聞かせください。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）今回のこのハードウェア・ソフトウェアといいますのは、自治体情報セキュリティ強化対策用ということで、今現在、うちの情報システム、基幹系のシステムの中でセキュリティ対策をとるということです。今回、この物品納入していただいた後に、また11月から納入いただいた物品で構築作業に入っていくんですけども、実際うちの基幹システムを入れておるベンダー、そちらのほうに見積書のほうをいただいております。

ですから、ご指摘いただいております今回参加しておる5社、こちらとは違うところから参考見積もりのほうをいただいております。

委員長（服部脩二君）貝口企画部長。

企画部長（貝口良夫君）今申し上げたとおりでございます、うちのベンダーでもあります基幹システムが富士通でございますので、富士通のほうから事前にまず設計の基礎となるものをいただいて、そこに我々の目で精査した中で、最終の予定価格のほうは、先ほども申し上げたように落としていったと、そういう作業のほうを入れております。それが今回の公正な見積もり、公正な設計の作成につながるというふうに判断いたしました。

委員長（服部脩二君）阪口副委員長。

委員（阪口 均君）ごくごく当たり前のルールでやっていらっしゃると思うんですけども、そのルールというのは必ず守られているわけですね、過去も。その点は大丈夫ですか。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）言いましたように、実際こういうふうな調達する際には、そもそも何に用いるものかということで、最終的にシステムのプログラムの改修であったりとか、当然そういうことをしていくための物品の調達ということでございましたら、うちに入っておりますベンダーのほうからどういった物品が必要で、それに合わせてどれくらいの予算がかかるものなのかということで参考見積もりをとるようにしております。ここはぶれることなく、これまでもやっております。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 5名)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（服部脩二君）次に、議案第69号 町立小・中学校の校務用コンピュータ等の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）次の分につきましても、これ、校務用のノートパソコンというところの購入になっているんですが、今回は電算機という、そういったものということでの業者選定になっておりまして、この分につきましても5社ということになっているんですが、これは5社とも決定しているわけなんです、その辺の理由をちょっと説明してください。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今回は町立小・中学校の校務用パソコンと、あと及び校内ネットワークの機器の更新事業ということで、こういう業務をやるんですけれども、それに際しまして、業務の内容がパソコンの購入と校内ネットワークに絡むスイッチ類の更新ということもございましたので、業者の選定方法といたしましたら、入札参加資格業者のうち物品1位で業種名が電気通信、小業種で電算機分野で5社を選定させていただいたというところでございます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）先ほどのところでは、入札の要綱では5社以上というふうになっている中で、5社というふうには区切ってしまったのはなぜですか。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）先ほどもちょっと途中まで申し上げたんですけれども、申請業者のうちで物品1位で電気通信、それと電算機分野で、かつ本町あるいは他自治体で100万円以上の実績がある業者ということで、その事業者からの申請書類を確認させていただいた上で5社該当しましたので、その5社を選定したというところでございます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）5社しかなかったということですか。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）確認した中では5社ということでした。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）5社しかなかったというのと、5社を選定したというのはちょっと違いますので、そのところを聞いたかったのと、そして、またこれも同じように、その中で指名辞退が3社あるわけなんです。指名辞退するということで、最初から5社しなくて、もう3社指名辞退されているところになって、また決定しているのが、無効もあってということで、ここも結局1社入札という形になっているんです。その辺、やっぱりどうしても納得いかない。そしてまた、先ほどと同じ業者が落札しているところ。何かちょっと納得いかないんですけれども。

電算機という他自治体において100万円以上の実績がある業者はもっとあるん違うんですか。5社しかなかったんですか。

委員長（服部脩二君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）こちらのほうで、今回、保守のところとかもかなり含ませていただいておりますので、100万円以上の実績があるというところに限定させていただきました。その結果、本町のほうに1位で指名願いを出してくださっているところでの実績を確認いたしましたら5社しかなかったということで、5社を指名させていただいたというところでございます。

そして、入札そのものにつきましては、適切に執行させていただいたというふうにご報告させていただきたいんですが、本日お配りいただきましたこの契約調書のほうを見まして、私の確認不足というところがございます、この場でおわび申し上げたいというふうに思っております。

す。

入札の執行につきましては適切にさせていただいたという、先ほど報告させていただいたとおりでございますが、その時点では、落札した業者以外に無効の業者が1社と、あと辞退届というものがちゃんと提出されてございますので、本来この契約の調書につきましては、指名辞退ではなくて「辞退」という表記をさせていただかないといけないものでございます。本日、お配りいただいた資料を見まして、私の最終決裁時点での確認不足でございまして、「指名辞退」という表記になってございますが、この「指名辞退」と「辞退」では、内容につきましてかなり大きく変わってまいりますので、この場をおかりいたしましておわび申し上げたいと思います。まことに申しわけございませんでした。

なお、辞退ということでしたので、当然その内容につきましては、各業者、この5社、それぞれにご確認いただきまして、金額的に折り合いがつかどうか、後々の保守点検の作業の時間帯、学校のほうにすぐに行っていただけるかどうか、そういった時間帯が合わなかったことによって3社の方は辞退されたのではないかなというふうに考えているところでございます。

本来でしたら、もっと早い段階でこの内容についてお伝えしなければならぬんですが、このような場をおかりいたしましておわびということになりまして、まことに申しわけございません。よろしくお願いたします。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 3社とも辞退というところですね。わかりました。

1社が無効になっているんですが、無効の理由は何ですか。

委員長（服部脩二君） 松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君） 5社のうち1社、大塚商会が無効になっているんですけれども、この理由につきましては、入札書の郵送方法が普通郵便で届いたということでございまして、本来、一般書留あるいは簡易書留で届けていただかなければいけないところが普通郵便ということでありましたので無効という、これは開札の中で無効の宣言をさせていただいて、無効という取り扱いをさせていただいたところです。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） そんなんで無効になるわけなんですね。もしかしたら、もっと中の価格がまた違っていかもわからないですよ。そういう取り扱いになっているんですか。もう一度指導して出してもらおうとかできないんですか。

委員長（服部脩二君） 田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君） 本町の場合は、独特ではございますが、郵便入札という制度を使っておりますので、郵便による入札の場合については必ず書留で送ってくださいという形で十分業者にも通知を流しておりますし、ホームページにもアップしております。それを十分熟読の上、入札に参加していただいているということが前提になっておりますので、それを読んでいないということでございますので、規定にあるとおり、これをもって普通郵便で送ってきた場合、書留以外の方法で、持参とかいう場合も想定できます、そういう場合についても、全て無効という取り扱いを過去からずっとさせていただいておりますので、今回の場合、普通郵便ということでございますので、無効の取り扱いをさせていただいたということでございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

そういう形で無効、厳しく入札をやっているところで理解させていただきましたが、結局形とすれば1社入札という形に、先ほどのマイナンバーのそっちのほうのセキュリティーのと同じような形の入札結果になっているわけなんです。結局、同じ会社が入札、落札しているというところで、1社入札みたいな形になっているんですけれども。



この小・中学校の校務用パソコン、今回はノートパソコンになっているんですが、平成22年にパソコンを6月議会で購入しているんです、校務用の。ノートパソコンではない分だと思うんですけども。そのときにも、ちょっと議事録を見ましたら、8社が指名されているんですが、6社がもう辞退しているんです。結局2社だけの入札になっているんですけども、そこはちゃんと2社が入札しているんで、問題はないんですけども、やっぱり辞退が多過ぎる。その辺のところの改革というのが必要ではないかなというふうに思います。こういった機器関係、ノートパソコンとかこういったものについて、私もよくわかりませんが、こういった機器関係に関して、なぜこういう辞退が多いのかなと、共通しているところで。そして、結局同じ業者が入札、平成22年のときも同じ業者が入札している。

今回の6月議会のときに、一般会計の補正予算で、ちょっとそのところで審議できなかったんですが、平成22年に購入したパソコンの更新をやっているんです。その分で補正の予算が出ているんですけども、そのときも補正で、小学校が1,690万円、中学校が1,011万円、更新するのに、合わせて2,700万円補正されているわけなんですけれども、そこも同じ業者ですか。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今のは、この6月補正の話やと思うんですけども、その補正で予算措置をした分を今回入札をして仮契約を結んだというものでございます。

ですから、その時点では、業者はどちらかというのは、補正予算の時点ではまだ決めてはございませんので。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、わかりました。

その分でこの分がここに上がってきているというところですね。更新の分として上がってきているというところですね。わかりました。

そういうふうになって、平成22年と同じ業者という形にもなっていますし、今の自治体の分のセキュリティの入札についても、入札の開札の日には違いますけれども、結局同じ業者が入札しているというところで、工事の入札については、同じ業者が入札するときには、取り抜けということがありますよね。そういうものはできないんですか。同じ業者ばかり、私たちとすれば、やっぱり仕事を1社ばかりに集中するんじゃないかと、やっぱり町内の業者にも仕事が行ってほしいと思います。ですので、一極集中に仕事が行くんじゃないかと、行っていただけたらな、ほかの町内業者にもと思いますので、そういった取り抜けという改善というか、入札改革というのか、そういうことはできないんでしょうか、物品につきましては。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）現在、建設工事におきましては、契約金額等も大きいこともありまして、町内建設業者の受注機会の均等を図るという意味で、建設工事におきましては取り抜けということで、手持ち工事がある場合については、入札に参加することができないということで指名はいたしていません。そういう取り扱いをさせていただいておりますが、物品とか業務委託等につきましては、現在そういう制度は設けておりません。

これは、町内業者の受注機会の均等が図られていることは考えられますけれども、年間に発注する件数とか、対象とする金額の設定とか、入札事務も全部一元管理をすれば、そういうふうなことの取り抜け、この業者がどういう業務を請け負っている、どういう受注を受けているというようなところ全部把握しておれば、そういう取り抜けということもできるかと思いますが、そういうことをすれば当然ながら、またもっと大きな組織で十分全町を管理するような機構でもって運営していかなければならないということもございますので、今のところ、そういうことの検討は現在はありません。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今後、検討する余地はないですか。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）全ての契約業務を、例えば、今、契約検査課のほうでやるというふうなことを考えますと、現在の人員では到底無理でございます。契約業務のみに限定してやっていくとかというふうなところ、あと検査業務についてはもう全然全く別の機構でもってやるかというふうなことで、もっと分離してやるかということでもやればどうなのかなという、あくまでもこれは想像でございますが、そういうようなことを……。

ただ契約業務全般について集中管理をするということになれば、そういうシステムを組んでおれば、コンピューター管理しておたらというふうなことであれば、契約システムを全部通した中で発注業務をやっていくというふうなことを導入していくという形であれば、電子入札とかというふうなときのタイミングに合わせてやっていくというふうなことの検討は可能かとは思いますが、物品、業務委託というのはそれぞれ各原課で内容等では全部わかっております。それと全ての契約担当主担課になるわけですが、それが実際に行う業務原課と全て調整をした中で、どういう業者を選定するのかということについても打ち合わせが要するというふうなところもございますので、業務の数、物品発注の数というのはかなり膨大な量になってくると思いますので、その業務量を考えますと、なかなかそこまで一気にいくというのは難しいかなというふうに考えます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今回の、そしたら、この入札結果を見て、何か同じ会社にばかり仕事が行っているというふうに思いませんか。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）その業者が指名願を出す場合、ここの業種に登録しますよという、これが一番です。私はこの業種が一番得意ですというところが1番なんです、登録の順位、物品とか業務の場合は、次、2番これですというふうなところで申請をされる。それでもって登録した業者が並ぶわけです。その1番の業者を選んでおることであれば、この業種については得意であろうということが想定できますので、そういう業者に限定させていただいて、なおかつ実績のある業者を選ばせていただいているというふうなところもございますので、そこで辞退がされるというのは、その会社の事情であって、結果として同じ業者が落とされたというのは、あくまでも結果であるということでは判断せざるを得ない、するしかない。せざるを得ないということじゃなしに、するしかない。その業者の事情というたらわからない。また、それを調査する必要も、今のところ現在はないというふうに考えておりますので、あくまでもそれを業者が落としたいというのであれば、努力されて、入札に参加されるであろうというふうなところでの、業者のご判断の結果が、こういうふうな同じ業者が落とされた、この業者が頑張ったというふうな結果であろうかと考えております。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）辞退されたというところから、そして5社しかない中で、辞退が3社もあったというところがどうしても納得できないものでありまして、5社しかないということ自体も、本当に5社しかないのかなというところもありまして、ちょっとなかなか今回のこの入札、ここばかり仕事が行っているし、なかなか理解できない、住民にも説明しにくいなというところをちょっと感じております。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）委員長、休憩動議を出します。

委員長（服部脩二君）賛成ですか。賛成の方は。

（「賛成」の声あり）

委員長（服部脩二君）そうしましたら、11時55分まで休憩いたします。

---

（「11時44分」から「11時54分」まで休憩）

---

委員長（服部脩二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回も5社指名なんですが、この5社のうち、町内・準町内の業者はどうなっていますか。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）この5社のうち、準町内がナダ商事株式会社1社でございます。そのほかは町外業者でございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の場合は、準町内業者がナダ商事1社で、あとの4社は町外業者であったということですね。そして、町外業者の4社のうち3社が辞退、1社が入札に応じてきたけれども、普通郵便で送ってきたので、それは無効であったと。普通郵便で無効であったということで、その点でもう1社で事実上決定ということになるわけですか。この入札調書では、こちらのほうが決定、もう一方が落札というふうになっているんですが、この辺の違いはどういうことなんですか。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）開札を行いまして、その際に、その中で送付方法の違いということで無効となったんですけれども、その場で、開札の中で宣言して無効という取り扱いになりました。その結果、ナダ商事だけが有効な入札書、手続上瑕疵がなかったので、決定ということになったものでございます。

落札と決定は意味としたら同じ意味でございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この辞退の3社というのは、どの時点で、落札日が8月5日なのですが、辞退された3社はどれぐらいの日にちに辞退されているんですか。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）そしたら、3番目の阪南ビジネスマシンにつきましては、8月2日辞退届が届いております。それと、西日本電信電話株式会社大阪支店については8月4日、それとリコージャパン株式会社につきましては、7月26日に辞退届が届いております。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それぞれの業者に指名の通知をしたのはいつですか。

委員長（服部脩二君）答弁できますか。松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）ちょっとしばらくお待ちください。

7月13日でございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この町立小・中学校校務用パソコン及び校内ネットワーク機器更新業務ということで、このような入札の結果になっているわけなんですが、物品購入、ノートパソコン、それからレーザープリンター、ネットワーク関連機器、仕事としてそんなに特殊な仕事というふうにも思えないんですけれども、これについても辞退ということに関しては、価格が合わない、そういったことが大きな理由になってくるんでしょうか。

熊取町に指名願を出しているわけだから、せっかく指名されて、非常にいい仕事だと思うんですけれども、それを簡単に辞退してしまう、どうも納得いかないんですけれども、価格が業者から見てもこれが低過ぎるとか、そんなことはあり得るんですか。

委員長（服部脩二君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今回、3社辞退ということなんですけれども、業務の内容から簡単に申し上げますと、パソコンの購入ということと、これは物品の納入ということで済むんですけれども、あと、校内ネットワーク関連機器ということで、インターネット環境、学校として受け入れるスイッチ、それとそこからネットワークにつなげる各校舎までの配線がされていまして、最終的には各教室までLAN配線がされております。その分岐点にスイッチ類があるんですけれども、その更新事業というのも今回ございます。それらの業務を含めて、学校ですので、平日は授業をやっているというところで、実質そういったスイッチ類の交換、校舎での作業というのが土日、あるいは冬休みが中心になってくると考えております。委員ご指摘のように、価格という問題もあろうかと思うんですけれども、そういった日程的な事情もあるかなとは思われます。

ただ、辞退届を出していただくに際して、理由までは求めておりませんので、何が原因で辞退されたかというのは、我々関知するところではないんですけれども、今回3社辞退ということもございましたので、そのあたり全般的にちょっと検討する余地はあるのかなというふうに今考えているところでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）正午になりましたが、このまま議事を続けますのでご了承願います。

坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ナダ商事だけが準町内業者、あと4社が町外業者ということなんです、それぞれの町外業者の事業所のある場所はどうなっていますか。

委員長（服部脩二君）答弁できますでしょうか。松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）そしたら、まずナダ商事株式会社につきましては、熊取町五門東3丁目6番6号でございます。それと、大塚商会LA関西事業部につきましては、所在地が大阪市福島区福島6丁目14番1号でございます。それと、阪南ビジネスマシンにつきましては、堺市中区深井北町3275番地でございます。西日本電信電話株式会社大阪支店につきましては、大阪市中央区博労町2丁目5番15号でございます。それと、リコージャパン株式会社につきましては、大阪府大阪市中央区本町橋1番5号でございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、確認だけさせてください。

先ほどからこうやっているいろいろこの入札については、前の件もそうですが、いろいろ意見を言わせていただいております。その中で、やっぱりある程度、今、田宮理事は問題ない入札やということではありましたが、入札としては問題ないかもしれないですが、こういった辞退がある中で、やっぱりある程度どこか見直していかないといけないなということを思ってはるかどうか、その辺、聞かせてください。

委員長（服部脩二君）田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君）先ほどもちょっとご答弁させていただいたんですけれども、現在のやり方がベストであるというふうなことで、今現在のところは考えておると。先ほどもご質問の中で、もしほかにいい方法があるのであれば、他の自治体でやっておられるというふうな事例とかの勉強も今後もずっとさせていただきつもりでございますし、そうすべきであるというふうにご考えております。だから、今のやり方が全てであるというふうなことは一切考えておりません。よりよい方法があるのであれば、そういうふうな方法にどんどん変えていきたいというふうにご考えております。

今のところちょっとそういう情報を持っていません。そういうことで、今現在のやり方をまだ現在やっておるといってございまして、それは別に法に抵触しているわけでもございませぬので、今現在のやり方がベターであるというふうな考え方でおるだけであって、どんどん入札の仕

方については変えていくべきである、よりよい方法に変更していくべきであるという姿勢は持っていくつもりでございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） こういった辞退ということがある中で、いろいろ指摘を受けた中で、この入札の業者選定とか、そういったものを5社にしているのかどうかとか、そういったもう少し幅を広げて、たくさんの方に入札していただき、落札される業者が一極集中しないような、全ての方に門戸を開く、そういった制度に、こういう指摘を受けてちょっと考えていけないいけないと思ったのであるならばあれやと思うんですが、もう全然そんな気はありませんよというところなのか、その辺のところ聞かせていただきたいと思います。

委員長（服部脩二君） 田宮総務部理事。

総務部理事兼契約検査課長（田宮克昭君） 繰り返しになりますが、現在のやり方が全てではありません。よりよい方法があるのであれば、そういうふうに変更していくということは常に思っております。だから、いろんな業者の方々にできるだけ機会がいろいろ均等にわたるようにやっていくというのが一番ベストなやり方ではございますが、そういうやり方が今なかなか見つかっていない。今のやり方でやっていくのが今のところベターであるというふうに考えているだけであって、ほかにもいろいろ業者の選択の方法があるのであれば、そういうことについてもいろいろ検討はさせていただきたいというふうに考えております。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 私が指摘しているのは、こういうふうに指摘されて、今回こういうことがあったので、検討していきたいという思いがあるかどうかを聞いているだけなんです。これがベターと思っているけれど、ほかにあればやりたいですけれどもという、それはそういう姿勢じゃなくて、今回こういう指摘を受けながら、やっぱり検討しなければならなかったかどうかが、それだけを聞かせていただきたいので、それでこの判断をしたいと思うんです、そういう思いを。

全然もうこんな、議会が何を言ってもそんなこのまま、これ、何かあったらやりますよという姿勢なのか、やっぱりこれは問題視して、1社入札になった分、また辞退が多いときとか、そういったものにつきましての制度の見直しというものは、やっぱりしなあかんという思いがあるのかどうかというのだけ、ちょっと聞かせていただきたいただけなんです。

委員長（服部脩二君） 南総務部長。

総務部長（南 和仁君） 現在の入札契約の事務につきましては、田宮理事がお話しさせていただいたように、現在の状態の中ではベストであるということは基本的には考えています。

ただ、その中では、今後の、常にこれは永遠のテーマ、課題やということで、よりよい方法を模索していきたい、研究していきたいというのも他方にはございます。

本日、委員からいろいろご提案いただきました取り抜け制度をどのように物品、業務も含めてやっていくのかというような課題であるとか、5社に限らず、もう少したくさんの業者を呼べるようなシステム構築をもう少し研究とかしていったらいいんじゃないかとかというような課題をいただきました。

今回、3年に一度の入札参加の受付時期も当たってございます。そのような中で、ほかの市町村の事例とか、そういったものを研究していこうというような取り組みも契約検査課のほうではやっている最中でございます。

もう一つは、文野委員から今回の会派の質問でもいただいたように、やっぱり基本的にはそういった町内業者の育成というのも大きく、町全体の課題でもございますので、そういったことも含めまして、しっかりと本町の入札契約事務について、何らかの研究なり、改革なりをしていきたいと思っておりますので、その点十分ご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）いろいろとご意見がある中で、渡辺委員の意見はもつともやと思います。

今回は電算機で物品の1位というふうな形で指名されているというふうな形なんですけれども、先ほどの第68号は町内業者の育成というふうな話も出ておりました。今回は、町内業者がおられないというような、準町内業者でしょう、というふうなこともありますし、ましてや5社の入札で、3社が辞退で、1つは無効やというふうなことというのは、やはり我々にとってもこの入札おかしいの違うかというふうな思いは持ちます。

さっきの第68号は賛成をさせていただきました。来年の4月から基幹サーバーで国とのやりとり、連携をとらないといけないというような納期も決まっておるといふようなことでありましたから、その辺は賛成をさせていただきましたが、例えば今回、これ、納期決まっていない。正直、再入札してもいいのではないのかというぐらいの思いは持っております。

その中で、次からこういうふうな物品の購入をするような契約、入札をするときには、物品1位だけじゃなくて、物品2位の業者にも入ってもらうとか、そういうふうなこともしっかりと検討していただかないと、毎回毎回こういうふうな形での入札の結果が出ていますよというふうなことであれば、我々が意見しても全く変わらないというふうなことであれば、何をやっているのか。それこそもう再入札ありきやというふうな思いも持ちます。

そういったことも踏まえて、今回こういうふうな形になっておりますが、いろいろな指摘を出させていただいておりますから、そういったことも重々酌んでいただいて、しっかりと変えていただくところは変えてもらわないと困るなというふうなことが、率直な意見であります。その辺についても、もう一度ご答弁いただきたいなというふうに思います。

委員長（服部脩二君）中谷教育次長。

教育次長（中谷ゆかり君）今回、私どもがパソコンの購入がメインであるのに、電算機ということで町内の業者が入っていらっしやらないということがございましたが、今回につきましては、平成22年に校内のLANの整備工事、別にさせていただいた部分のスイッチ類のふぐあいが非常に多くございまして、学校でネット環境が今ほぼ使えない状態に近い状態がございます。その中で、この冬休みの期間を利用いたしまして、学校の環境整備をしっかりと図りたいということで上程させていただいたものでございます。

その中で、今後どう考えていくんだということのご指摘でございますが、今回は22年に購入させていただきましたパソコンの一部の更新だけでございました。まだまだふぐあいのたくさんあるパソコンがございますし、校務用パソコンの台数ももう少しふやさせていただきたいなというような思いもございます。そういった中で、次年度以降、予算化させていただいて、執行させていただく際には、本日いただきましたご意見というのを真摯に受けとめて、我々も改善できるところをしっかりと改善していく。また仕様書の作成に関しましても、1社だけの単独仕様書ではなく、いろんな業者のお知恵を拝借しながら、私自身がパソコン、今回の仕様書も複数からご参考いただきまして、その中でも、これ、わからへんわというのはやっぱりたくさんございました。

そういったところをしっかりと勉強しながら、次の契約に向けて、わからないところは自分たちがどういうところが足りないのかということも勉強しながら前進していきたいと思っておりますので、ご理解のほうどうぞよろしくお願いいたします。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません、今、中谷次長のほうからちゃんと改善していく努力をしていくというようなご答弁をいただきました。そのご答弁をいただきましたので、そういう努力のほうで、これのやり方は間違っていないんやからこれでずっといくんやというのではなくて、やっぱりそういった指摘を受けた中で、見直せるところはそういうふうな努力というものもしていただきたいと思っておりますので、その辺よろしく願いしておきます。

委員長（服部脩二君）副町長 中尾清彦君。

副町長（中尾清彦君）今後もこういうスタイルの物品の発注というのは続きます。結果がまたこういう

ふうなことになる可能性もこのままでは大でございまして、今、各委員のほうから、ほとんど全ての委員から同じようなご意見、ご要望をいただきましたので、これはしっかり受けとめさせていただきますまして、3年に1回の、来年度は指名届の時期でございまして、他市のよりよい方法があるのであれば、そういう方法を十分研究しながら、取り入れるべきところはしっかりと取り入れていきたいというふうに考えております。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。この採決は起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 5名）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

---

（「12時16分」から「13時30分」まで休憩）

---

委員長（服部脩二君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

それでは、議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）入では9ページの地域介護福祉空間整備推進交付金92万7,000円の分なんですけど、出で介護ロボット等導入支援特別事業費補助金という形で上げられているんですけど、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）ご説明させていただきます。

出のほうからご説明させていただいてもよろしいですか。こちらの介護ロボット等導入支援特別事業費補助金なんですけれども、国の一億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策の一つである介護ロボット等導入支援特別事業といたしまして、介護事業者の介護の負担の軽減を図る取り組みが推進されますように、事業者の負担が大きい介護ロボットの導入を特別に支援するための補助金となっております。こちらの補助金なんですけれども、100%国の補助を受けるものとなっておりますので、歳入の額と同じ額を歳入と歳出で上げさせていただいているものとなります。

こちらなんですけれども、国のほうからの補助の件で、大阪府のほうを通じまして介護事業者の方に、こういった事業がありますかということです。町のほうから事業対象者のほうに、54カ所の対象事業者があったんですけども、そちらのほうにこういった事業がありますということでお知らせさせていただきましたところ、1社のほうからこの補助金を使いたいということの申し出がありまして、そちらのほうを申請させていただいて、採択をいただいたものとなっております。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。

1社から申請があったということで、介護ロボットはいろいろあるかと思うんですけど、こういったロボットになるんですか。

委員長（服部脩二君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）今回、1事業者が導入を希望されておられるのが、ベッドの

上とかお布団の上に薄いマットのようなものを引きまして、それをコンピューターで管理することによりまして、介護される方が、例えば眠っているとか起きているとか、ベッドから離れているとかを別のところから確認できるというようなシステムになっておりまして、それで介護の負担を軽減するというものになっております。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

それが100%ですので92万7,000円というところなんですね。いろんな介護ロボットはあるかなと思うんですけども、寝たきりの方を介護するときに、さげるのが大変なので、腰につけて軽く引き上げることができるようなとか、そんなロボットとかもあるようですが、これはこの事業者がこういうものを導入したいというところで申請したというところですね。はい、わかりました。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君） 15ページ一番下の段の熊取交流センター管理事業の防犯カメラ設置工事費の説明をお願いします。

委員長（服部脩二君） 下中生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（下中昭三君） 熊取交流センター管理事業のうちの防犯カメラ設置工事費でございます。

これは、既に交流センター煉瓦館には、屋外には5カ所の防犯カメラを設置してございます。そのうち、昨年から非常に場内のほうが、物を潰されたりだとか、あるいは展示していますだんじりの彫り物がなくなったりだとか、そういったものもやはり続いてきております。そこで、たびたび泉佐野署の巡回の警察官の方にもお越しいただいたこともございます。その中で、やはり防犯カメラを設置してはどうかというアドバイスをいただきました。

ということで、この間検討してきた結果、やはり防犯カメラによって抑止力を高めたいというところから、館内に4カ所、中庭に1カ所、防犯カメラを設置したいと。バージョン、グレードについては一番安手で台数を確保したいと、5台を予定してございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） すみません、今の防犯カメラの関連なんですけど、今、いろいろそういったことがあったということで、防犯カメラの設置という説明があったんですが、そのことで、今、中庭に面しているコットンホールの前のスペース、今までそこにテーブルや椅子が置いてあったところが、今撤去されていて、そこは広いスペースになっているわけなんですけれども、今、防犯カメラ等を設置することで、そういった行為を抑止できるということで、テーブルや椅子をもとどおりに戻されるのでしょうか。今、自習室も開放して、自習室ということでそれぞれの部屋を開放したりとかして、また、だんじりの置いてあるところのピロティ、そこもちょっと自習できるようにしていますが、その部屋は暗いのでなかなか自習しにくいというような住民からの声もありまして、中庭に面するそのところにテーブルや椅子をもとどおりに戻していただきたいという声もあるんですが、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（服部脩二君） 下中生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（下中昭三君） ご指摘の中庭に面したところですが、やはり抑止力ですので、一旦防犯カメラを設置しまして、その状況に応じまして、やはりもとのいい空間、中庭を見ながらくつろいでいただけるようにと考えています。

ただ、いかんせん今の状況でも、コットンホールご利用のお客様には臨時的に椅子をお貸しする、申し出ただけでしたら、また片づけご本人皆様でしていただくようにはするんですけども、お使いいただいていたりとかが、臨機応変な対応をしているんですけど、やはりぱっと来て、ぶらっと寄れてくつろげるような場所に戻せるように、また状況を見て考えたいと、そのように思っています。



以上でございます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。

また状況を見ながら、そこで本を読んだり、自習されている方もいらっしゃると思いますので、また検討して、状況を見て、またもとの形に戻していただけたらなというふうに、住民が気軽に利用できる、そういった親しめる煉瓦館にさせていただきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

その下、もう一つ、衛生費のところの狂犬病予防事業で需用費20万円があるんですが、犬のふんの対策というふうに説明聞いたかと思うんですが、もう少し詳しく説明お願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）狂犬病予防事業の消耗品費20万円でございます。これにつきましては、政策企画課のほうから、寄附金をいただいたんですけれどもということでご相談がありました。その寄附をいただいた方のご意向ということで、町内の道路や公園の犬のふん害をなくして、安心して歩けるまちにしてほしいというようなご意向がございましたので、それでは、もう直接的ですけれども、ふんの処理袋、そういったものを購入させていただきまして、新規に飼い犬の登録をされる方々にお配りすることで啓発できないかと考えまして、予算計上をさせていただいたものでございます。

委員長（服部脩二君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）わかりました。

そしたら、新規に犬の登録に来た方に、これは一応20枚入り、700袋ということで、お一人、希望されたら20枚入った分をお渡しするということですね。希望されたらというところで。

委員長（服部脩二君）島尾環境課長。

環境課長（島尾 学君）今のところ希望される希望されないにかかわらず、ご周知させていただきたいというふうに考えております。ですので、新規に登録に来られた方に対しましては、全てお渡ししようというふうに考えております。

委員（渡辺豊子君）はい、わかりました。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）すみません、9ページ、繰入金で財政調整基金繰入金6,133万7,000円、これのちょっと説明をお願いします。

委員長（服部脩二君）東野財政課長。

財政課長（東野秀毅君）今般、第3号の補正予算をご審議賜っているんですけども、一番初めのページに歳入歳出それぞれということで補正しますというような形となっております。当然、歳出予算を組むに当たっては、それに伴う財源が必要となりますので、特定財源等が当然あれば、それをまず計上した中で、不足分については財源調整分ということで、財政調整基金からの繰り入れを行う形となりますので、こちらにつきましては、この補正全般に必要な予算ということで、財政調整基金を用いて財源調整している分となりますので、特段どの分に充てるということではございませんので、よろしく申し上げます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。文野委員。

委員（文野慎治君）はい、わかりました。

13ページなんですけど、ふるさと応援寄附謝礼品、これで補正が出ているんですけど、平成28年度の収支のバランスという点から考えると、どの程度の予測をされているのでしょうか。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）平成28年度の収支ということなんですけれども、まず、当初予算を組む段階では、歳入のほうは一旦計上はまだしておりません。この9月補正で今回、9ページにあるんですけれども、4,385万5,000円計上させていただいている、これはもう実績として寄附いただいておりますので、今回計上させていただいております。

ただ、謝礼品等を出す必要もございまして、歳出のほうは当初の予算から計上させていただい

ていると。そのときは、昨年の12月末までの実績、これをもとに予算、歳出のほうも計上しておったんですけども、今般、今回もお示ししているとおり、もう既にこれは指定のない分、指定とかまた今後使う可能性もあるので、一旦基金に積むのは指定のない分を、すみません、歳入として一旦取り込ませていただいているんですけども4,300万円。実際、この同時期を比べましても、昨年と同じような比率で、どうしても年末に寄附が多くなりますので、考えますと、歳出として謝礼品費等が不足してくるのが今回もう既に予想が立ちましたので、改めてそこの計算を立てさせていただいたと。

その中で、先ほどおっしゃっていただいていた収支としましては、今回、改めて設定したのが目標として3億円、これを一旦目標として立てさせていただいております。その3億円をもし寄附としていただいた場合に、今後不足するであろう、当初予算で計上している部分を除きまして、不足するであろう分ということで、謝礼品費については9,174万円、またクレジットカード等の決済手数料について120万9,000円、これを改めて計上させていただいたというところでございます。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）ありがとうございます。

目標を3億円に設定したと。過去の本会議等、質問等でも各会派からもあったと思うんですが、やはり隣の泉佐野市とか、そういうところに比べて、熊取町のアピール、謝礼品、そういうものをもっとふやして、リストアップをしてもっと目に見えるというような形を要望もしているんですが、目標3億円に設定をしているということで、過去のそういう議会の中でのご答弁等いただいた部分で、28年、特に力を入れて、こういうふうに知恵を絞ったよとかいうようなことがあれば、ご披露いただけたらと思います。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）今回の目標3億円につきましては、先ほど文野委員からもございました議会からでも、特に議長からも3億円、4億円、泉佐野市の人口比率から考えたら目標にすべきだというようなお話もございました。

実際、これはあくまで見込みでしかないんですけども、この9月、末はまだ来ていませんけれど、今の時点で大体既に7,300万円ほど、もう既にいただいております。昨年の同時期が2,100万円ということで、3.5倍ぐらいになっております。これが昨年の最終的な実績1億2,000万円からしますと、このまま単純にいけますと4億円ぐらい超えるんですけども、最低でも目標は3億円という形で今取り組ませていただいていると。

特徴的な取り組みということなんですけれども、これまで行ってきた部分の中で、昨年11月に謝礼品の返礼の割合を変えたり、その段階に謝礼品の拡充、当時35品まで拡充したんですけども、今現在43種類まで謝礼品の種類もふやしております。まだ継続中の業者もございますので、今後も魅力的な商品となるように取り組んではいるところですので、まずはその他、謝礼品の拡充等、できることはやっていきたいというふうに思っております。

委員長（服部脩二君）文野委員。

委員（文野慎治君）ぜひ努力を続けながら、見込みどおり達成するように今後も努力をしていただきたいと思います。

以上です。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第71号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（服部脩二君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「13時48分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

服部脩二

事業厚生常任委員会

## 事業厚生常任委員会

月 日 平成28年9月27日（火曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	佐古員規
	委員	重光俊則	委員	浦川佳浩
	委員	河合弘樹	委員	二見裕子
	委員	鱧谷陽子		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	教育長	勘六野朗	企画部長	貝口良夫
	企画部理事	明松大介	総務部長	南和仁
	総務部理事	林利秀	総務部理事	阪上敦司
	住民部長	下中博之	住民部統括理事	吉田潔
	健康福祉部長	小山高宏	健康福祉部理事	山本浩義
	健康福祉部理事	山本雅隆	事業部長	泉谷徹
	会計管理者兼会計課長	北川雄彦	上下水道部長	山戸寛
	教育次長	中谷ゆかり	政策企画課長	橘和彦
	財政課長	東野秀毅	人事課長	道端秀明
	健康・いきいき高齢課長	石川節子	介護保険・障がい福祉課長	野原孝美
	上水道課長	大西順二		
事務局	局長	阪上清隆	書記	阪上章

### 付議審査事件

- 議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第2号）
- 請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。また、請願の審査に当たり、議会会議規則第92条第1項の規定に基づき、紹介議員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月15日及び16日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件と請願1件の審

査を行うものでありますが、案件の提案理由並びに内容の説明は、既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。町長 藤原敏司君。  
町長（藤原敏司君）補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。  
委員長（江川慶子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

---

委員長（江川慶子君）初めに、議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）確かめたいと思うんですけども、この条例は大阪府の事業を町のほうの事業にするということで、改めてつくられたものではないということを確認したいと思うんですが、それでいいでしょうか。

委員長（江川慶子君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）今回の条例の改正なんですけれども、広域福祉課のほうで事務事業を行っていただいております介護の居宅サービス事業者の新規と更新の事務に係る手数料と本庁で行っております地域密着の事業、それから指定居宅介護支援事業者、こちらのほうも今、広域のほうで行っておりますけれども、そちらのほうと、指定介護予防支援事業者、こちらは今、熊取町は地域包括支援センターやさかで行っておりますけれども、そちらの事業所に対しまして更新もしくは新規がございましたときに、新たに手数料を徴収するというものになっております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）今までされていたものをそのままされるということでもいいわけですね。新しくつけ加えてというようなものはないということですね。

委員長（江川慶子君）野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長（野原孝美君）事業そのものは今までやっておりましたものと変わりはありません。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第67号 介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（江川慶子君）次に、議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）繰越金259万9,000円が歳出として、3ページには広域連合負担金としてその補正が259万7,000円となっているんですが、9ページには保険料等負担金として259万7,000円になっている。この保険料等負担金と広域連合負担金というのは、記載の違いはどういうところなんでしょうか。

委員長（江川慶子君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）お答えいたします。

広域連合とそれから町村との関係でございますが、ご存じのように後期高齢者医療のほうは広域連合で大阪府一本でやっております。そういったことで、保険料は熊取町のほうで徴収をさせていただいて、それを保険料で集めた負担金として、丸々広域連合のほうに納付するというスタイルをとっております。今回の分につきましては、その精算分という形で広域連合のほうに納付するというものでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかりました。今回、27年度決算の歳入歳出残高がそのまま負担金として全額になっているんですが、これはたまたまその額が負担金として支払い分になったということですか。これがこういうふうに合致するのは非常に珍しいと思うんですけども、これはどういう理由でそういう、全く合致した金額なんでしょうか。

委員長（江川慶子君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ご指摘の件ですけれども、これは例年のいわゆる定例の事務作業でございます。年度を終了いたしましてその後に入ってくる、いわゆる前年の保険料というのは当然残ってまいりますので、その分を精算という形で次の年に一旦歳入して、それをすぐにまた広域連合のほうに納付すると、そういう手続になっております。内訳のほうは、広域連合のほうに納付する町のほうで集めた保険料と、それから町の一般会計のほうで事務の繰り入れをしていただいております。その中で督促手数料、これは手数料として入ってまいりますので、その分の精算をいたしております。ですので、もらい過ぎた分を返すと。督促手数料で入ってきていますので、その分を一般会計のほうにお返しすると。その2つを足してその差額になっておるというものでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）歳入歳出残高、それは翌年に、これはいつもの通常の事務手続で、負担金として返るんでしょうかね。これは後期高齢者の保険制度やからそうなるんでしょうか。例えば介護保険の場合、歳入歳出の残高はそのまま、そういう負担金とか返還金で返らなくて、一部余剰なものは積立金で残るような処理もしていますが、後期高齢者の歳入歳出残高は、一部事務の手数料はあるとしても、必ず全部負担金として戻すという仕組みに例年なっているんですか、後期高齢の場合は。

委員長（江川慶子君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ご指摘の件なんですけれども、後期高齢者医療のほうは大阪府の広域連合で一体的に管理されて運営されてございます。そういったことで、保険料を集めた分については基本的に広域連合のほうに納付するという一体的な動きになりますので、町のほうでプールするということは基本的にはございませんということです。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかりました。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第72号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(江川慶子君) 次に、議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君) 9ページですけれども、歳出のところで、介護給付費準備基金積立金として898万1,000円が歳出になっておりますけれども、この基金積立金はどこでどう管理されているのかということ、これはトータルで現在まで幾らになっているかということをお教えいただけますか。

委員長(江川慶子君) 野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君) 1点目の積立金はどこで管理しているかという件なんですけれども、こちらのほうは介護給付費準備積立金という基金がございます、そちらのほうに積み立てして管理を行っております。

それから、現在の積立金の残額なんですけれども、平成27年度末の残高で1億2,705万4,089円になってございます。

委員長(江川慶子君) 重光委員。

委員(重光俊則君) その積立金から繰り出しを行うというようなのは、どういう事態のときに誰が決定して繰り出しを行うんですか。

委員長(江川慶子君) 野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君) 介護保険の給付なんですけれども、事業計画のほうは3年間になっておりまして、今年度は1年目となっておりますので残額が残っている形になりまして、2年目、3年目となりますと高齢者の方がふえてくるという関係で給付がどんどん伸びてくることになります。そうやって給付のほうが大きくなった場合に、基金のほうから取り崩しを行いまして支払いを行うという形にしております。

委員長(江川慶子君) 重光委員。

委員(重光俊則君) わかりました。

委員長(江川慶子君) よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。佐古委員。

委員(佐古員規君) 9ページの国・府支出金等返還事業と書いてあります。27年度確定なんですけれども、このことについて少しご説明をお願いしたいと思います。

委員長(江川慶子君) 野原介護保険・障がい福祉課長。

介護保険・障がい福祉課長(野原孝美君) こちらの償還金のほうの内訳なんですけれども、介護保険給付負担金としまして、国のほうに931万4,814円と府のほうに738万4,578円、それから地域支援事業交付金としていただいている分につきまして、国で182万6,145円と府で91万3,073円お返しするという事になっているんですけれども、こちらの負担金の額なんですけれども、前年度の大体半年分の実績と、今後の半年分の予想を立てまして、交付の申請を行います。それが確定しましてから翌年度に清算することになっておりますので、なかなかぴたり合わすということが難しくお返しすることになったりとか、逆に後で追加いただくということになります。今回はたくさんいただいておりますので、翌年度でお返しするという形になっております。

委員長(江川慶子君) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第73号 平成28年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。



本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(江川慶子君)次に、議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしでよろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件については、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第74号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、本委員会に付託されました請願についての審査を行います。

ここで、理事者の皆様の退席をお願いします。お疲れさまでした。

(理事者 退席)

---

委員長(江川慶子君)議会会議規則第92条第1項の規定に基づき、本委員会へ出席を求められました紹介議員は、前のほうへ着席願います。

それでは、請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願の件を議題といたします。

本請願書の朗読につきましては、9月16日の本会議において行っておりますので、省略いたします。

なお、紹介議員から補足説明があれば承ります。補足説明はありますか。坂上議員。

議員(坂上巳生男君)既に請願者のほうからも説明があったと思いますので、特に補足ということはございませんけれども、請願者の思いというのは住民の声の反映だと私は考えておりますので、ぜひこの請願を住民の思いを酌み取ってご審議いただきたいと思います。

項目については4項目、請願の趣旨ということで4項目が述べられております。中心点はやはりタイトルにありますように「都道府県化の大阪方式を中止すること等を」となっておりますので、この大阪方式、全国的には市町村ごとに標準保険料を示して、それを各市町村が独自の判断で標準保険料を参考にしながら保険料を決めていくということになっておるんですが、大阪府では市町村ごとの医療費水準を反映しないという考え方のもとに、実質的には標準保険料を統一保険料として定めようとしていると。そのことで、統一方式でなくても都道府県化によって保険料が上がるという、そういう可能性はあるわけですが、統一保険料とすることによってさらに一層、熊取町のような自治体では保険料が上がる危険性が高いというふうに考えております。

今年度の10%ほどの保険料値上げで多くの方々が悲鳴を上げておられますが、統一方式でさらに一層保険料が上がっていくのではないかとということに対して、大変な危惧をされておられます。そういう住民の思いを受けとめて、ぜひ慎重にご審議願いたいと思います。

委員長(江川慶子君)以上で補足説明を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて、委員皆様のご意見並びにご質問を承ります。ご意見、ご質問はありますか。二見委員。

委員(二見裕子君)すみません。この趣旨の中の2番目ですけれども、減免制度についてはということ

なんですけれども、熊取町としまして独自の減免制度というのを設けているのでしょうか。この請願に合致するような何かを熊取町は独自に設けているのでしょうか、お聞きしたいんですけれども。委員長（江川慶子君）文野議員。

議員（文野慎治君）これも今回、例えば直近の決算等の中でも数字的には出てこようかと思うんですが、そういう議論にもなろうかと思うんですが、熊取町で前回、議員のほうから要請して理事者側からの勉強会ということをしていただいたんですが、そこの中では、熊取町のこの請願に対しての態度ということまで踏み込んでおっしゃられた、それはどうかなと思うんですが、その中で熊取町の減免制度というのはないんだと。だから、ない制度をここに項目を挙げてやっている請願はおかしいというような発言があったかと思うんですけれども、それはまた決算委員会等でも出てくると思うんですが、当然どこの市町村でも福祉の関係で、例えば収入が突然なくなって、減って、激減して、それをフォローするような福祉減免的な制度はどこの市町村にもあろうかと思っています。そういった意味では、熊取町もそういう制度はあるというふうに認識をしております。そういうことを聞きたかった勉強会であったと思うんですが、言い切られたんですね。

もう一つ、せっかく発言の機会をいただいているんであれなんですけど、前回、我々議員として勉強させていただいた内容なんですけど、大阪方式ということで、先ほど請願紹介者のもう一人の坂上議員からもあったんですが、大阪方式ということの問題にしているんですけれども、我々、勉強会の中で特に教えていただいたという形は、国の統一保険料にしようかという一元化的なことの説明に終始したのではないかなというふうな危惧を持っております。ですので、きょうもこうして1点目の質問をいただいていますけれども、私の個人的な勉強もまだまだ足りないというふうに思っています。これは本当に深い、深い問題だというふうに思っていますので、二見議員の今の質問についての明確な答えにはならないかもわかりませんが、そういった減免制度については、熊取町、どこの市町村でも福祉関係はあるというようなことで、答えになるかどうかわかりませんが、ご理解いただきたいと思えます。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）それは、言われているのはどこの自治体も、国としてやっている一定所得以下の減免というのはどこもあるかなというふうに思うんですけれども、熊取町独自というのはちょっとないのかなという、大阪市であったりとか豊中市であったりとか、独自のものをされているところであるのであれば、このような請願を上げるというのも考えられるんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっと熊取町には私は合致しないんじゃないかなというふうに思っております。

もう一つ質問として、3番目の保険料抑制を目的とした法定外繰り入れの解消というのがあるんですけれども、これも熊取町としましては、法定外繰り入れというものはやっていないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、ここら辺もどうなんですかね。請願として熊取町で上げるべきものでしょうか。

委員長（江川慶子君）坂上議員。

議員（坂上巳生男君）まず、先ほどの減免制度のことでちょっと補足させていただきますと、二見委員がおっしゃっている低所得者への減免というのは、それはいわゆる法定減免ですね。その法定減免についても熊取町の条例でも規定しております。それはどこの自治体でも共通部分であるんですけれども、7割、5割、2割の均等割、平等割に対する法定減免とは別の、先ほど文野議員もおっしゃられた所得の激減による減免とか、そういった部分が自治体独自の減免というふうになってきます。ここの部分が自治体によって非常に格差があって、所得の激減についても3割減った場合とかあるいは2割減った場合とか、自治体によって所得の激減の扱いの規定が変わってきます。また、自治体によっては多子減免とか独自の減免を規定しているところもございます。だから、法定減免以外の部分の減免が自治体独自の減免ということで、熊取町も規定しておりますし、お隣の泉佐野市でも自治体ごとに独自の減免を規定しております。それを自治体が独自に設けることを許さないというのが大阪方式だというふうに認識しています。

それと、法定外繰り入れについては、熊取町は法定外繰り入れをしていないんじゃないかというご意見でしたが、これについても今言いました町独自の減免、所得の激減に対する減免とかそういった部分については、これは法定外繰り入れの対象ということで、熊取町ではその他一般会計繰り入れというのがありますけれども、その他一般会計繰り入れの中のおおむね7割ぐらいですか、それがこの法定外繰り入れに当たるといふふうに、これは決算委員会等の説明でも大体そういうふう認識しております。そういったことも熊取町には当てはまらないというのではなくて、熊取町は保険料軽減のための法定外繰り入れはしていないけれども、減免のための法定外繰り入れはしているということをご理解いただきたいと思います。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）保険料の値上げの抑制ということを言われているのであれば、ちょっとこれは違うんじゃないかなというふうに思うんですけども、どうですか。

委員長（江川慶子君）坂上議員。

議員（坂上巳生男君）今おっしゃったのは、この項目では保険料値上げ抑制にはならないという、そういう意味でしょうか。今はこの3の項目のことをおっしゃっているんだとしたら、別に熊取町のためだけにこの請願を出しているわけじゃないので、大阪府全体のことも含めてこの大阪方式を中止してほしいということなのであって、熊取町の何か、熊取町エゴでこの請願を出しているわけではないと私は認識しております。もちろん発端は熊取町のことだけれども、全体的な問題としては、そういう法定外繰り入れで努力している自治体に関しては減免のためだけではなく、保険料抑制のために法定外繰り入れをしている市町村もごぞいます。全国にたくさんそういった自治体がありますけれども、そういったことをしてはいけないという、そういう押しつけはよくないと、それはしないでほしいということに請願しているものだと思います。

委員長（江川慶子君）文野議員。

議員（文野慎治君）先ほどちょっと二見委員のほうからの発言で気になるのは、ちょうどこの間の勉強会のときに理事者側の説明のときにも気になったことと共通するんで、そのことを言わせてほしいんですが、坂上議員も触れたんですけども、これは何も、本当に熊取町の制度がある、ない、現実あるし、お金も出ているとは思うんですけども、だからこの請願を出すのはおかしいというような形で、勉強会の中でそういう気持ちの勉強会になったかのように、説明になったように思うんですけども、実はそれはもう全く私自身はがっかりしたんですよ。

先ほど言うように、我々、地方自治の中で、熊取町は熊取町の住民福祉を考えて予算をつくったり、そういう制度がある中でそれを適用しようという形で今まで来ていると思うんですよ。ですから、そういう中で今、坂上議員のほうからもありましたように、それぞれの市町村で国保の掛金を払っていただいている方の実情に応じて、予算を投入することによってでもそこを救っていかうというような趣旨の福祉政策というのが、それぞれ各市町村にあると思うんですよ。

ところが、今回のこの大阪方式というのは、そういう過去の実態やそういったことを全く無視して統一をしようと。それも法定外繰り入れを解消することを市町村に前提条件として言っている。こういうふうなことがまずおかしいんじゃないでしょうか。国の言っている、きょうの説明にもありましたけれども、当初のプランの中ではそこまで言っていない。それぞれの独自の都道府県の中の市町村の実態に応じてというような形でスキ間を与えている制度なんです。それを先行して、大阪府は一本化しようというようなことを言っているわけなんです。ですから逆の立場で言えば、それぞれの市民や町民の方の顔を想像しながら独自の、これは首長の政治信条もあるでしょうけれども、そういったところに幅を持ってやっていた制度を、大阪府一本ですよというふうな形にしようというのがこの大阪府方式だといふふうに、端的に言えばそう言えるんじゃないかなと思っています。

ですから、今回のこの請願は43市町村がある中の熊取町として、こういう意見を出していくということでありまして、熊取町が2とか3とか、こういうことはないという説明を受けているからこ

の請願がおかしいというような形には全然ならないというふうに実は思っています。

きょう、たくさんの資料を開会の直前に配られたんで、委員の皆様方は当然読み込む時間もないですから、そういったことについてはこういう発言になるのかなというふうに思うんですけれども、もし、ちょっと休憩でもとっていただいて、この資料を読み込んでいただいた上でまた質問とかそういうような形であれば、皆さん方よりちょっとだけ早く、そういう資料については、私どもも立場上、紹介議員になるに当たって多少なりとも時間をとって勉強させていただいていますので、そういう形を、まだ午前中時間はございますので、勉強、読み込む時間というような形で休憩でもとっていただいて、ぜひ読んでいただいた上で質問等をやっていたらなというふうに思います。

委員長（江川慶子君）二見委員、よろしいですか。二見委員。

委員（二見裕子君）熊取町として国保の保険料とかの値上げの抑制というふうに考えるのであれば、熊取町としてのそぐうような請願であればわかるんですけれども、うちがやっていないようなことの方を上げた請願というのは、ちょっと私は理解できないと思うんです。

熊取町は収納率もいいですし、そこら辺の府が示しています保険者努力支援制度というのを一応、大阪府のほうは入れていくというふうな話も出ていますので、そこら辺のところで、もうちょっと町として全体で取り組んで力を入れていくほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、これは私自身の意見になります。

委員長（江川慶子君）ほかに。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）私の意見としても、二見委員の意見と若干同意できる部分があるんです。この請願に関して、前半の部分では大阪府全般のことを言われているのかなと。なので、熊取町独自で見た場合には、なかなか請願が、全部が全部そぐわないという部分が私もあると思っています。

先ほど、法定外繰り入れの件に関して、坂上巳生男議員が熊取町はあるというふうにお話しされましたけれども、我々、この間の理事者からの説明では、熊取町は法定外繰り入れを行っていないという説明を受けました。

一方で、熊取町は収納率が94.5%と非常に高い。先ほど請願者からも、職員の方も徴収努力を非常にされて、住民の方も一生懸命頑張って納められている。結果的に大阪府では非常に高い、1位とか2位とか、先ほど説明がありましたけれども、大阪府の中でも熊取町は非常に収納して頑張っている。その中で、その頑張った分がどこで見ているのか、報われるのかなという部分で、先ほど配られたA3の最後のページも見たんですけれども、共同安定化事業シミュレーションで見て、ちょっと先ほど配られたんで全部が全部わかっているわけではないんですけれども、これだけ見ても、平成27年、28年、29年度において3,500万円とか4,400万円とか5,500万円、いわゆる抛出超過になっているわけです。熊取町は43市町村がある中で、34の市町村が抛出超過になっていると先ほど補足説明で資料をいただいたんですけれども、いわゆる大阪市を初め9つの市町村のフォローに回っている自治体になってしまっているんじゃないのかなというふうにも思えます。

私は、大阪府民でもありますけれども、熊取町の町民であり、しかも熊取町の議員ですので、やはり熊取町の住民の人たちに対して、この請願が出されて、ここでイエス、ノーという形を間違ったジャッジをしてしまうと、それが結果的に町民の皆さんに、さらに負担になってしまっただけは絶対いけないと思っています。

国保に関しては、今回この請願を出していただくことによって、勉強する機会をいただいて実態がいろいろわかったわけなんですけれども、そういった意味でも、絶対に町民にとって誤った判断をしてはいけないなど。勉強不足によって誤った判断をしてはいけないという部分があります。

なので、総括的に言いますと、この請願に関しては、前半の法定外繰り入れの部分であったり減免制度という部分で、熊取町独自ではなかなかそぐわないんじゃないのかなと。もしくは法定外繰り入れがある、ないという意見の相違もある。そんな中で、前半の部分に関しては私自身もちょっとおかしいのかなと。この請願の全部が全部はそぐわないのかなという部分があるというところと、後半の部分に関しては、共同事業化に関して触れていますけれども、共同安定事業化について、こ

の28年度予算では2億5,000万円も大幅に超過するという部分があります。これは確かに予算書でも、これだけ大きな予算をマイナスで計上されていますけれども、予算は予算であるけれども、やはりこれが実態として、実際どうなっていくのかという部分が非常に不透明だと思うんです。

平成30年度以降、皆さん住民の方が心配されているのは、今後も保険料がどんどん上がっていくんじゃないのか。先ほども13.8%、私は保険料が値上がりになって非常に大変だというお話も聞きましたけれども、今後どんどん保険料は上がっていくんじゃないのか。何でこれが上がっていくのかという説明に関しては、なかなか全員が全員、きちっと説明できるところは今ないんじゃないかなと私は思っています。平成30年度以降の保険料についてもまだ未知数ですと。職員の方とお話をさせていただいても、まだまだそこまでシミュレーションができていないと。やっぱり上がっていく可能性もある。じゃ、何で上がっていくのかという部分を見ると、先ほどの事業安定化シミュレーションという部分で、いわゆる抛超過になっている部分が、大阪市を含め9つの市町村が抛超過になっている。それを我々熊取町がフォローしているようにも、この数字を見ると思えるんです。

そういった意味で、私は今のところちょっとこの請願に関してはイエスともノーとも言えない立場にあるんじゃないのかなというふうに意見として思っています。

委員長（江川慶子君）浦川委員のご意見ということでよろしいですね、質疑ではなく。

委員（浦川佳浩君）はい。

委員長（江川慶子君）ほかにございませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）先ほど、二見委員のほうから法定外繰り入れの件が取り上げられましたけれども、熊取町は法定外繰り入れをしていないという断定的な発言がありましたが、これは恐らくしていませんし、これは次の決算審査委員会で明確にしていきたいと思えます。額は非常に小さいですけども。

法定外繰り入れを熊取町が取り上げるのはおかしいという発言がありましたけれども、この法定外繰り入れがなぜ問題になるかということを考えておられるかどうか。法定外繰り入れを行っている自治体ですけども、先ほどの資料を細かく見るとあるわけですが、平成27年度に大阪市は140億円、和泉市が18億円、岸和田市は15億円、それぞれ合計で27年度では221億円法定外繰り入れをして、その市町村の被保険者の保険料率を下げる努力をしてくれているわけです。

ところが、今回大阪府が定めようとしている国保統一化の方式においては、これをやめなさいと言っているわけです。この財源は誰が負担してどう保障するかということは、二見委員はこの法定外繰り入れをやめた場合に、これは熊取町へは一切影響がないと考えられているんですか。その辺はどうなんですか。

委員長（江川慶子君）どうでしょうね。議員同士の質問になるというのはちょっとやめておいたほうがいいですね。

委員（重光俊則君）じゃ、それはやめます。議員同士の質疑はやめさせていただきますけれども、これは、明確に法定外繰り入れをやめるということは、法定外繰り入れがなぜ問題か。法定外繰り入れをやめさせた場合に、その財源がどこからどうやって補充されるか。補充がなければ今の保険料が全ての大阪府下の被保険者に反映されるわけですよ。それを反映させないということはどこからも明確に出ていません。だから、今、法定外繰り入れは熊取町の問題じゃないとおっしゃっていますが、そうじゃなくて、法定外繰り入れをこれだけ、大阪府下で221億円法定外繰り入れをやめた場合に、被保険者にそれを負担を上げることなくやるとしたら、誰がどこから財源を持ってくるのか。これは大阪府は示していず、今のところ私たちのところに明確に情報は来ていません。

それから1番目の問題は、大阪府が定める標準保険料率を一律に府下市町村に適用すると。これが一番の問題であることを皆さんが本当に認識しておられるかどうかです。これは国が示したと言っても、私たちのところに入ってくる情報は非常に少ないんですが、平成28年1月に厚生労働省保険局国民健康保険課が国民健康保険の見直しについてというのをインターネットで表示しています。

その中には3つ大きな事項があって、都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針として国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進、これが一番大きな目的です。都道府県は標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表し、市町村は標準保険料率等を参考に保険料率を決定し、個々の事情に応じた賦課・徴収を行う。これは国が示しているわけで、大阪は、大阪府が示したものがイコール市町村で統一的に適用されると言っているわけです。

それから、都道府県は市町村に対して必要な助言・支援を行い、市町村は被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施するとありますけれども、これは市町村が、さっきの減免制度もそうですけれども、そういうものに対して、都道府県が主導して市町村独自でそういうものを頑張った場合にはそれを保険料率に反映してもいいんですよということを暗に示しているわけです。これが、国が示しているわけです。大阪府は、それは一切認めない。府が示した統一保険料率が市町村の保険料率であるということ認識されているのかどうか。ここが一番大きな問題なんですよ。全国でこの方式をとろうとしている都道府県は、私は非常に少ないと思います。だけど、今のところ、その情報はありません。今ほかに4府県があるとかないとか言われていますけれども、それがどのようなものを出そうとしているか。明確に大阪府が定めた標準保険料率を全ての市町村に適用するということを考えている、これは熊取町にとって非常に大きな問題です。

もう一つ問題なのは、保険料の徴収率です。国は、1万人未満は標準的な保険料徴収率を超えた場合はプラスのインセンティブを与える、あるいは特別な配慮もするというようなことを考えてもいいというような意味での仕様ですけれども、1万人未満、これは市町村じゃないです、1万人未満の被保険者の場合は94%、1万人から5万人の場合は92%、5万人から10万人は90%、10万人以上は88%としているわけです。ところが、大阪府は町村です。人口は関係ない。町村は目標収納率94.7%ですよ。こんなばかげたことはないですよ。千早赤阪村は97%も頑張っているからプラスはいいんですけれども、熊取町はこれをもうちょっと頑張らなアカン。それ以外に被保険者数5万人未満の市は91.6%、これを目標収納率としているんです。熊取町は非常に頑張って目標収納率を上げてきているんですよ。それが、それより超えなければプラスの効果はない。これまで目標収納率に対して非常に頑張ってきている市町村に対して、それが標準保険料率に反映されないというようなことが、今されようとしているわけです。

そういうことを考えて、今、大阪府がやろうとしていることは、各自治体が頑張って保険料を下げましょう。健康診断を受けて保険料率を下げるようにしましょうなんかいっても、そこで頑張っても効果は町民には出てこない。大阪府の、大阪市なんかかなり所得が低い方がおられるから仕方ないことはありますけれども、所得の高い市町村の被保険者は、それをできるだけ多く負担してくれという方向で標準保険料率を定めようとしてきているわけです。熊取町は最もその大きな、かなり上の対象になってくるということなんです。だから、熊取町民の保険料率が、この大阪方式によってどんどん上がっていくということが言えるか言えないのか。私は非常に多大な保険料が賦課されてくると思うわけです。

こういう、今の状態を本当に理解して、熊取町と関係のない請願だとして考えておられたら、非常に問題であると思うんですよ。今、大阪方式がどういうものになって、それが熊取町民にどれだけ影響が出るか。これは原課でも今、明言していない、できていないはずですよ。だけど、考えてみたら、拠出金が交付金をどんどん上回っていく。それから最後は法定外繰り入れがなくなっていく。その状態で熊取町の被保険者の保険料率はどうなるかの予測をしたら、非常に高い保険料率にならざるを得ないというのは、今の時点で容易に予測がつかますけれども、現時点でそのような情報はない。情報はないにもかかわらず、これは熊取町に関係ないことやから取り上げないという考え方は非常にいかがなものかと思えます。

今ある情報の中で考えても、大阪府が非常に全国でも間違った方向に進んでいるというのは、僕は明確だと思うんです。その辺を皆さんが本当にわかっておられるのか。全国の都道府県の中で、

どれだけの都道府県が大阪府と同じ方式を採用するのか。僕は恐らくないと思います。国はそれを非常に緩めてきている。各市町村が頑張ったら、それが報われるものにしようと言ってきているにもかかわらず、それを強引に排除して、大阪府は大阪府で統一の標準保険料にしようとしている。この辺をよく十分に考えた上で、この請願を出す、出さないというのは判断すべきやと思います。

ただ、情報が非常に少ないというのが現在の状況であるというのは確かです。

委員長（江川慶子君）重光委員のご意見としてですね、今のは。

ほかに。佐古委員。

委員（佐古員規君）私も、これはちょっと意見という形で発言させていただきます。

そもそも、国民健康保険というのは、ここの請願にもございますように、1番で一律に府下市町村に適用せず、市町村が地域の実情に応じ保険料を設定すると、それを認めることとなっておりますけれども、私自身が思っているのは、住む場所によって保険料が違うというのはいかがなものかなというのはいまもう常日ごろ思っておりました。ですから、今回の統一化というのは一歩前進かなというふうに私は考えておりました。保険料が住む場所によって違うというのは、これはもちろん医療費の云々、使い勝手、多く使ったらその分高くなる、その辺はわかるんですけども、それをできるだけ準化していきたいというのは私も考えていたところだったので、一歩前進かなというふうに思って、これは見ておりました。

そんな中で、この中でありますように法定外繰り入れ、ここも少し気になるところで、国保というのは国民の4分の1が加入されております。私どもは4分の3を代表してというか、この4分の1の方の国保を維持するために公費がかなり投入されております。さらに、これで法定外の繰り入れを行っていくというのは、やはり公平かという立場からいかがなものかなというふうに考えております。ですから、私はもうこの法定外繰り入れというのは極力解消する方向に持っていくべきやと考えております。この間の説明では、熊取町がないというふうな回答でしたので、それでこのことについては問題ないかなというふうに考えておりました。

先ほどの説明の資料でも、吹田市と和泉市は既に意見書可決云々と書いてございますけれども、吹田市と和泉市も法定外繰り入れを行っております。それで保険料を抑制していると思われまじけれども、それであれば、我々熊取町は、今、重光委員も言われていたように、健康診断の推進とかそういういったものとか、収納率をアップする、かなり熊取町は優秀でございます。ですから、そういうインセンティブをもっと賦課していただく、考えていただけるような、そんな意見書を熊取町は出すべきじゃないかなというふうに考えております。ですので、私も今しっかり勉強していているところですけども、これはいかがなものかなというふうに感じて意見をさせていただきました。

以上です。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）私もちょっと意見を言わせていただきます。

4分の1の国民健康保険の人たちの収入というのが、ほかの4分の3の方に比べてかなり低い貧困層及び年金者がほとんどである。一部中小企業の方も入っていらっしゃるんですけど、その方たちも少なく、本当に生活困窮者に近い方々の集まりであるということに初めて認識していただきたいというのと、それからやっぱり赤字を出して繰り入れをして保険料を抑えていかなければならない市町村、そうしなければ収納率は上がってこないという市町村がその中にあるということ。熊取町みたいに頑張って収納率を上げている市町村もあるんですけども、これがもし標準化されたとしますと、高いところは少し下がるかもしれませんが、そのときにやはり大変なところは赤字を抱えたまま統一の保険料の中におさめられていく。そうすると、あとお金が出てくるところが全くないということで、高い収納率のところは払って、残った分はプールしておけると言われてはおりますが、足りないところはどんどん、またそれは絶対に一般会計からは繰り入れないというふうな方式になってしまうと、保険料の中でどんどん赤字が広がっていくと。そこをどこが出せる

のかというと、出せるところがなくなってくると、やはりまた統一化されたんだからということで、プールしているお金を出しなさいということになってくるんじゃないかなという、そういう危惧を持っています。これは私の勝手な想像ですけども、そうなるのではないか。

本当にもう今、門真市なんかは70%ぐらいまで収納率が落ちていたんです。ところがすごく頑張っただけで今80%になっているんですけど、それはやっぱり差し押さえとか本当にもうぎりぎりのところまでやっただけで80%ぐらいまで持っていっているところが、ここで標準化されてしまうと、またとんでもないことになってしまうのではないかなという思いを持って、この大阪方式というのは中止していただきたいという思いであります。これは私の勝手な想像であることを願っているんですが。

委員長（江川慶子君）ご意見ということでよろしいですね。

委員（鱧谷陽子君）はい。

委員長（江川慶子君）ほかにございませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）今、いろいろお聞きしていますけれども、これは今の大阪府のやり方がどのような状況になるか。それから、熊取町に関係ないからこれは取り上げるべきでないというような発言をされておりますけれども、本当にこのやり方が熊取町の保険料率にはね返ってこないのかどうかというのは、本当に断定されるのかどうか、非常に難しいと思います。

明らかなのは、共同安定化事業の拠出金と交付金との差額が年々上がって、来年度、再来年度、29年度は非常に多くなって、それは熊取町の被保険者にはね返ってくるという現実があるというのは、それはもう私たちは目の前で見ているわけですけども、その状況で大阪府のこのやり方をやっていくというのはいいのかどうかというのを判断されるというのは、非常に間違ったことになる可能性もある。

それと、今私も言いましたけれども、これは私が入手できた情報だけで言っていることであって、本当にどれだけの問題点が出るのか、本当に熊取町の被保険者でどれだけ、この大阪方式によって、大阪方式で統一化されたらいいと言われますが、大阪方式で熊取町の国民健康保険の被保険者が保険料率の負担が多くなるということを皆さんが賛成されるのかということも含めて、これはまだまだ熊取町内の原課もそうです。大阪府自体も明確に私たちには情報を与えていない。国自体も曖昧なガイドラインで、本当にこれが最後、国が具体的な数値まで示しているのかということ、ないわけです。そういう状況でこれを採決するのは非常に難しい状況にあると思うんですよ。

私は、この請願については継続審議を提案いたします。

委員長（江川慶子君）重光委員、それは動議でしょうか。

委員（重光俊則君）はい。動議として提案いたします。

委員長（江川慶子君）ただいま重光委員より動議がありました。ほかに賛成者はおられますか。

委員（佐古員規君）休憩動議。

（「先に休憩」の声あり）

委員長（江川慶子君）動議の動議なんで、ちょっとお待ちできますか。

重光委員が今おっしゃられた継続審議という動議があったんですが、その審議に対して賛成者はおられますか。

（「休憩」の声あり）

委員長（江川慶子君）休憩が先のほうがいいですか。

（「そのための休憩をとりたい」の声あり）

委員長（江川慶子君）失礼いたしました。じゃ、休憩動議が入りましたが、休憩動議に賛成の諸君、おられますか。

（「はい」の声あり）

委員長（江川慶子君）休憩動議に賛成の方がおられますので、ただいまよりしばらく休憩します。



(「11時05分」から「11時11分」まで休憩)

---

委員長(江川慶子君) 休憩前に引き続き審議を再開します。

重光委員より継続審議の動議が出ていますが、ほかに賛成者はございますか。

(「賛成します」の声あり)

委員長(江川慶子君) 賛成者がいますので、この動議は成立いたしました。

継続審査の動議について説明がありましたら、よろしくお願ひします。重光委員。

委員(重光俊則君) 先ほども言いましたけれども、現時点で私は非常に重要な事案だと思っておりますけれども、いかんせん、国、府が実際どういう方向になろうとしているかという情報が非常に少ないという現時点においては、この事案については重要案件として継続審議すべきだということで継続審議の動議を提案いたしました。

委員長(江川慶子君) ただいまの説明に対して質問等ありませんか。

(「なし」の声あり)

今の重光委員の説明に対しての質疑は終わります。

ほかに何かございましたら。二見委員。

委員(二見裕子君) すみません。先ほど、ちょっと資料で大阪府のほうのホームページにも載っております……

委員(重光俊則君) 動議の審議はどうなるんですか。今、動議が出て、その動議について審議するんじゃないんですか。

委員長(江川慶子君) 賛成が出たもんね。

委員(重光俊則君) 説明資料とは何ですか、それは。

委員長(江川慶子君) ちょっと二見委員のほうからほかのことで説明したいということで申し出があったんで、今許可をしたんですが、動議については賛成者がいたということで……

(「動議が出たらそれを」の声あり)

委員長(江川慶子君) それをまず片づけましょうね。そのとおりですね。

(「言う機会がなくなっちゃったんです」の声あり)

(「それは仕方ない」の声あり)

委員(二見裕子君) じゃ、いいです。

委員長(江川慶子君) それでは、本請願を継続審査とすることについて採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本請願を継続審査とすることについて採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願は本委員会において継続審査することに賛成の委員は起立願ひます。

(起立 全員)

起立全員です。よって、請願第1号は継続審査とすることに決しました。

---

委員長(江川慶子君) 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

(「11時15分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

江川慶子